

第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの深化推進）

地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代（昭和22～24年生まれの方：約600万人）が75歳以上となる2025年（令和7年）以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれます。更に、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、現役世代が減少する中で高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、第8期までの計画を継承しながら、中長期的な視野に立ち、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）構築の深化・推進を図っていくことが必要となっています。

図 1-1) 地域包括ケアシステムの構成要素

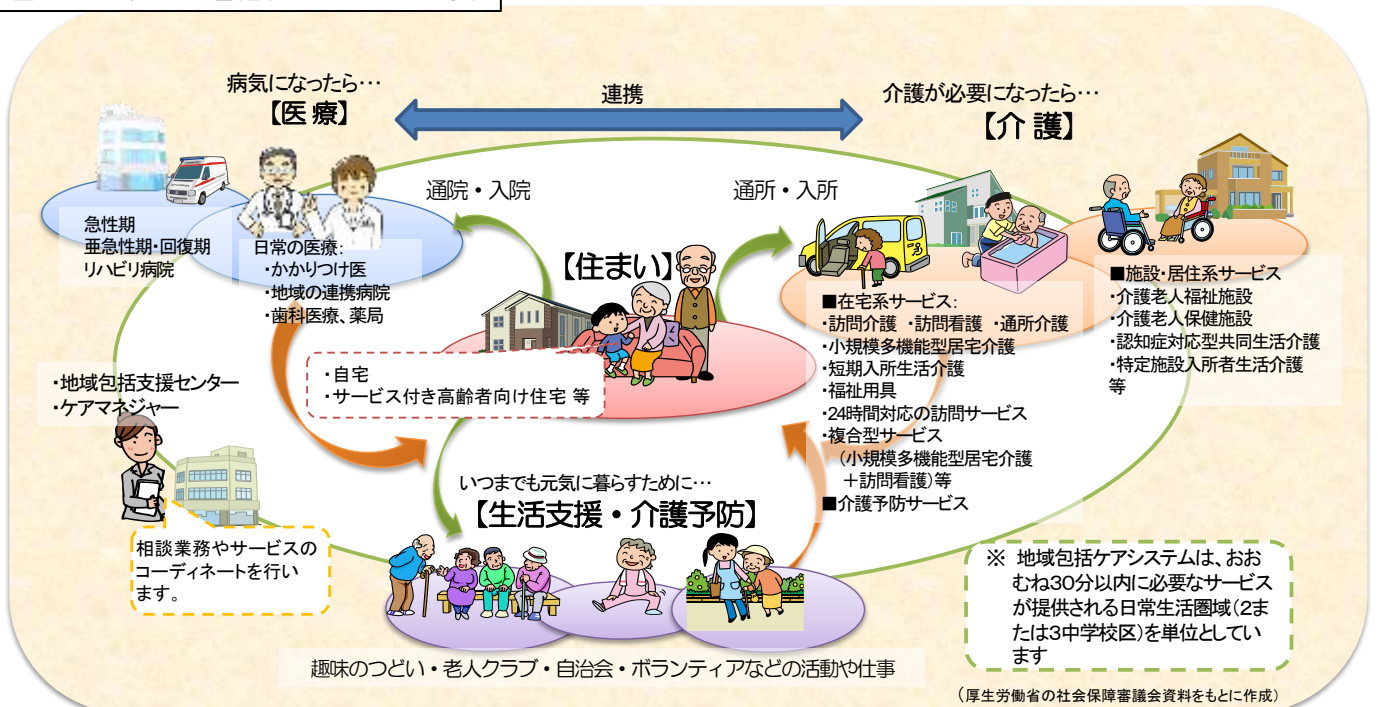


地域ぐるみの連携・協働

本人や家族の「在宅・地域で生活したいとの希望」を実現するためには、「住まい」・「介護予防・生活支援サービス」を基本として、そこに「介護・リハビリテーション」・「医療・看護」・「保健・福祉」という専門的なサービス・施策が相互に連携していく必要があります。

そしてサービス・施策の連携を進めていくためには、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の協働により、本市の地域特性を活かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりが重要です。

図 1-2) 地域包括ケアシステムの姿



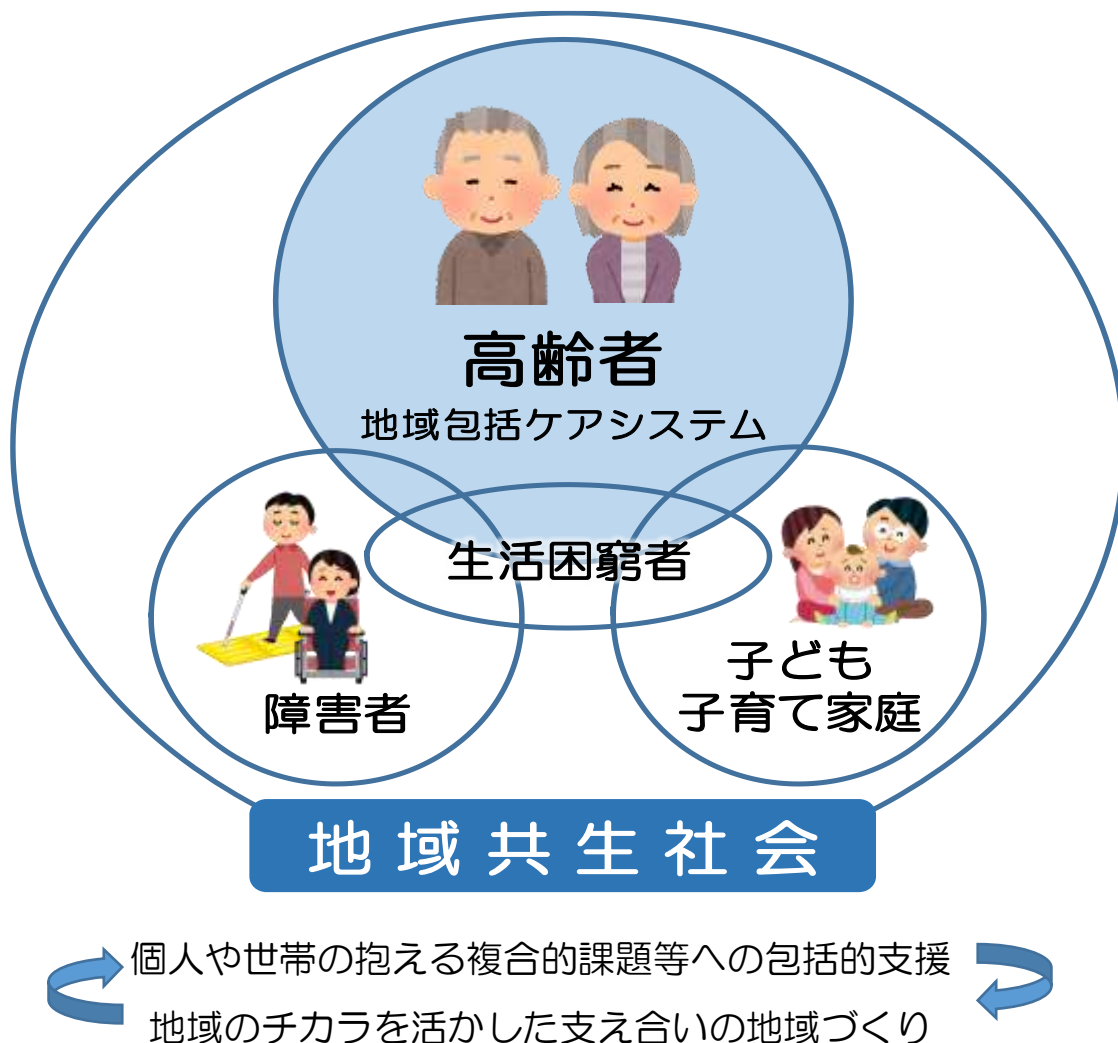
地域包括ケアシステムと「地域共生社会」

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。今後、日本社会全体で実現を目指すビジョンである「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。

この地域共生社会の考え方は、これまで主に高齢期の支援を地域ぐるみで確保する体制として実践されてきた地域包括ケアシステムの理念を普遍化するもので、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子ども・子育て家庭のほか、生活困窮等の複合的な課題を抱える人などが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の構築を目指すものです。

地域包括ケアシステムを推進し、さらに深化・発展させることは、地域共生社会の実現に寄与することにつながります。本市では、高齢者を対象とした地域包括ケアシステム構築に向けた取組をさらに推進するとともに、その専門性や今までの取組を活かしつつ、障害者福祉や子ども・子育て支援など、他の福祉分野との連携を強化することで、多様で複合的な地域生活課題に柔軟に対応できる包括的な支援体制・地域づくりに努めていきます。

図 1-3) 地域包括ケアシステムと地域共生社会のイメージ



1 介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

(1) 生きがい対策の充実

① ホームページ・広報等を活用した生涯学習情報の提供（生涯学習課）

【事業概要】

超高齢社会が進行する中、人生を豊かにできる生涯学習の推進を図るため、市ホームページや広報紙の掲載などによる生涯学習情報の提供を行います。

【取組の方向性】

市ホームページに掲載している文化芸術団体情報の充実を図ります。また、生涯学習センター及びおおたかの森ホールの指定管理者が実施する講座やイベントの開催情報を広報紙に掲載するとともに、国・県などが行う生涯学習事業についてもチラシを設置するなど、積極的な情報提供に努めます。

② スポーツ、レクリエーション活動（スポーツ振興課）

【事業概要】

スポーツ活動等により高齢者の親睦を深めるとともに、健康の保持、増進を図ります。また、楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	健康ジョギング 講習会開催回数	201 回	235 回	回
	健康ジョギング 講習会参加者数	10,472 人	11,441 人	人
	ウォーターピクス 講習会開催回数	8 回	8 回	回
	ウォーターピクス 講習会参加者数	150 人	231 人	人

【取組の方向性】

毎週日曜日の健康ジョギング講習会及び夏季のウォーターピクス講習会など、高齢者も参加できるプログラムを提供し、健康保持・増進と体力向上を図っていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	健康ジョギング 講習会開催回数	240 回	240 回	240 回
	健康ジョギング 講習会参加者数	12,000 人	12,000 人	12,000 人
	ウォーターピクス 講習会開催回数	8 回	8 回	8 回
	ウォーターピクス 講習会参加者数	250 人	250 人	250 人

③ 福祉会館の運営（社会福祉課）

【事業概要】

福祉会館（地域ふれあいセンター）では、高齢者から子育て世代まで幅広く、市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るため、研修、講座、会議や相談その他の催物、談話、娯楽、趣味、教養、レクリエーション等の利用に供しています。

【取組の方向性】

市内の15福祉会館のうち、築30年を超す施設が大部分を占め、老朽化が課題となっているほか、利用者の高齢化に伴うバリアフリー化や畳から椅子が使用できる洋間への改修などの要望があり、計画的に施設の改修を図っていきます。

また、サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めており、現在13か所に指定管理者を指定して、施設管理の効率化を進めています。直営の福祉会館についても順次、指定管理制度を導入していきます。

④ 高齢者福祉センター森の倶楽部・高齢者趣味の家（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者が趣味と娯楽を楽しむ憩いの場として、60歳以上の方が利用できる施設です。

高齢者福祉センター森の倶楽部には、浴場、趣味のサークルや集会場などに利用できる大広間及び多目的室、囲碁や将棋を楽しめる娯楽談話室、利用者が軽食や喫茶を楽しめるカフェ機能を備えているほか、陶芸や盆栽などを楽しめる北部高齢者趣味の家を併設しています。このほかに東部高齢者趣味の家、南部高齢者趣味の家があります。

【取組の方向性】

高齢者福祉センター森の倶楽部や各施設では各種講座を開講するとともに、健康の維持や増進を図る健康相談、娯楽や趣味活動等の利用に供していきます。

施設の管理運営は、指定管理者が行っています。指定管理者の管理運営状況を把握及び評価し、適正かつ効果的な指導を行うことで、利用者へのサービス向上に努めます。

⑤ 市民教養講座（公民館）

【事業】

市民を対象に、社会的、現代的課題をテーマとした教養講座を開催し、市民に学習の機会を提供します。

【取組の方向性】

市民生活が複雑化、多様化する現代社会においては、学習ニーズも多岐に亘っていますが、市民のニーズや社会の課題を把握、整理して、今後も充実した学習機会を提供していきます。また、中高年の生活面での自立を支援する講座や団塊世代の問題に関する事業を展開するなど、地域での課題に対応していきます。

⑥ 流山市ゆうゆう大学（公民館）

【事業概要】

65歳以上の市民を対象に、継続的な集団学習の機会と仲間づくりの場として、地域にある公民館に2年制のゆうゆう大学を6学園開設しています。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	入学人数 ※隔年募集	—	236人	—

【取組の方向性】

65歳以上の市民の学習ニーズの把握に努め、学園毎に現代的課題として福祉や健康等を中心に学ぶ教養科目、趣味や高齢者のニーズに対応したカリキュラムである選択科目を実施し、中高年者の生きがいや学習を通じた仲間づくりを促進していきます。

個人での学びに終わらせることなく、学びの成果を社会や地域に活かして、ボランティアや活動に参加してもらえるようなカリキュラムを行っていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	入学人数 (隔年募集※)	300人	—	300人

⑦ 地区敬老行事の支援（高齢者支援課）

【事業概要】

長年にわたり社会にご尽力いただいた高齢者を敬愛するとともに、敬老意識の普及を図るため、各地区社会福祉協議会と敬老行事を共催します。

【取組の方向性】

少子・高齢社会を迎え、地域の高齢化は進んでいます。現在の家族形成は核家族の傾向が強く、高齢者との関係が疎遠になりがちで、社会から孤立していく高齢者も少なくありません。本市では自主性、独自性を持って活動している各地区社会福祉協議会が開催する各種敬老行事に多くの高齢者が参加できるよう引き続き支援していきます。

⑧ 敬老祝金（高齢者支援課）

【事業概要】

長寿のお祝いと敬老意識の普及を図るため、88歳、100歳の方にお祝い金を贈呈します。

【取組の方向性】

敬老祝金を支給することで、長寿の方を敬い、お祝いする敬老意識の高揚を図ります。

⑨ 敬老バスの運行（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の社会参加、高齢者相互のふれあいの推進、生きがい推進など高齢者の福祉の向上を図るため、レクリエーション活動の一助として敬老バスを貸出します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	稼働日数	31日	101日	日

【取組の方向性】

利用者の声に耳を傾けながら利用しやすい環境整備に努め、より多くの高齢者に利用頂けるよう努めていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	稼働日数	180日	200日	220日

(2) 就業の支援

① 就労相談（商工振興課）

【事業概要】

松戸公共職業安定所と連携して、江戸川台のジョブサポート流山において、管内及び近隣地区の求人情報の提供、職業紹介を行います。

また、就労相談・就職情報提供の窓口の充実を図り、高齢者の雇用を支援します。また、市内企業等との連携を図り、高齢者の就労支援の取組を進めます。

【第8期の実績】

項目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	就職率 (市内)	60～64歳	10.9%	26.6%	%
		65歳以上	28.3%	20.6%	%

【取組の方向性】

国は、少子・高齢化時代への対応として、「高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現」を目指しており、市では各種セミナーを開催し、高齢者を含めた就労を継続的に支援していきます。

民間企業との連携についても、様々な企業・団体での就労につながるよう取組を検討していきます。

項目			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	就職率 (市内)	60～64歳	15.5%	15.5%	15.5%
		65歳以上	22.0%	22.0%	22.0%

② 公益社団法人流山市シルバー人材センターの支援（高齢者支援課）

【事業概要】

シルバー人材センターでは、植木の剪定や除草、駐輪場の管理、屋内外清掃など、技能や知識・経験を活用できる様々な就業の機会・場所を紹介しています。引き続き運営費を補助することにより、高齢者の生きがい推進を図るとともに地域社会への参加促進を図っています。

【取組の方向性】

高齢者の就業の機会・場所を幅広く確保していくため引き続き必要な支援を行うとともに、シルバーフェスタの協力並びに広報等を活用した会員募集のPR、促進等を図っていきます。

③ 雇用促進奨励金（商工振興課）

【事業概要】

市内企業において、市内に住む高齢者等の雇用数が増加するよう積極的な対応に努めます。

【取組の方向性】

国は高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、事業主に高齢者雇用確保措置の実施を義務付けています。今後も、市内企業において、流山市に住む高齢者等の雇用数が増加するよう積極的に周知していきます。

(3) 外出の支援

① バリアフリーのまちづくり（道路建設課・まちづくり推進課・みどりの課）

【事業概要】

高齢者にとっても安全で安心なまちづくりを進めるため、まちぐるみのバリアフリー化を推進しています。土地区画整理事業による整備をはじめ、道路の新設・改良、公園緑地等の施設整備など、まちづくりの多様な観点から取組を進め、利便性の向上にも努めます。

【取組の方向性】

市による整備だけでなく、土地区画整理事業の施行者や民間事業者とも連携を図り、まち全体での取組が進むよう配慮していきます。

② 福祉有償運送（社会福祉課）

【事業概要】

福祉有償運送は、ひとりで交通機関を利用することが難しい方を対象に、車での移動、乗り降りの介助、通院や買い物の付き添いを有償で提供するもので、市が主宰する協議会での協議を経て、国の登録を受けた NPO 法人等が自家用自動車を使用して行っています。利用に際しては、障害・要介護認定等を受けている方が福祉有償運送事業者にも会員として登録することで、本人及びその付添人が低額で利用することができます。

【取組の方向性】

令和 5 年 3 月末現在、福祉有償運送を行う NPO 法人等は 5 事業者で、利用車両は福祉車両 5 台、セダン等車両 61 台となっています。

高齢化の進展により、要介護認定者やひとり暮らしの高齢者等が増加するため、今後も引き続き利用が見込まれます。このため、令和 3 年度から福祉有償運送事業に要する費用の助成制度を創設し、新規事業者の参入の促進や既存事業者の経済的な支援をしています。今後も事業者の適正なサービス提供や安全運行管理の徹底に取り組むほか、必要とする方に適切なサービスを提供できるよう、支援を図っていきます。

③ 高齢者等市内移動支援バス（高齢者支援課）

【事業概要】

市内で送迎バスを運行している病院等の協力のもと、バスの空席を活用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加ができるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりに努めます。令和 5 年 4 月現在、5 病院の協力を得て送迎バス 6 ルートで実施しており、新しいルートの開拓に努めていきます。

【第 8 期の実績】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止（令和 3 年度・4 年度）

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績値	延利用者数	0 人	0 人	人

【取組の方向性】

路線バス等の無い、交通不便地域に住む高齢者の移動手段を確保する必要があります。市内を運行する事業所に積極的に協力の依頼を働きかけます。

項目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	延利用者数	4,500 人	4,600 人	4,700 人

⑤ 高齢免許返納者サポート制度（まちづくり推進課）

【事業概要】

民間路線バスの利用促進および高齢者の交通事故防止を目的として、運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」を取得した75歳以上の市内在住者が民間路線バスを利用する際、所定の料金を助成する制度です。

【取組の方向性】

運転免許証を所有する高齢ドライバーが、自主返納後も移動手段に不安を抱かないよう、また、自家用車に頼ることなく充実した生活を続けられるよう、公共交通利用促進の観点から支援します。そして、高齢者の外出支援だけでなく、市内公共交通の積極的な利用を促し活性化を図り、持続可能なものへと発展させていきます。

(4) 社会参加の推進

① 社会参加を通じた生きがいの推進

高齢者が地域活動等に積極的に参加することは、本人自身の介護予防にもつながり、生きがいや目標を持って生き生きとした毎日を送ることが期待できます。

したがって、介護支援サポーター事業のほか、さまざまな地域活動が活発に展開されるように支援を行っていきます。

ア) 老人クラブ活動の支援（高齢者支援課）

【事業概要】

地域を豊かにするためのボランティア活動や高齢者向けのスポーツ等の実施、普及、推進を通じて生きがいや健康づくりを行う老人クラブに対して運営費を補助し、明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	クラブ数	61クラブ	59クラブ	54クラブ
	会員数	2,355人	2,173人	1,995人

【取組の方向性】

高齢者人口が増加する一方で、老人クラブの数及び会員数の減少が生じています。

高齢者が生きがいを持ち、いきいきと過ごせるよう、引き続き老人クラブの活動に対する補助金による支援を継続するとともに、クラブ数及び会員数が増加できるよう流山市老人クラブ連合会と協働して積極的に普及・啓発等を図っていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	クラブ数	55クラブ	56クラブ	57クラブ
	会員数	2,020人	2,050人	2,080人

イ) シルバーコミュニティ銭湯（高齢者支援課）

【事業概要】

地域住民のふれあい、コミュニティの活性化、高齢者の健康の増進を図るため、70歳以上の高齢者を対象に毎月12日と22日に、指定公衆浴場を無料で利用できるようにしています。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	延利用回数	1,989人	2,013人	人

【取組の方向性】

高齢化が進む中で利用者の増加が見込まれるため、継続して事業を展開していきます。また、今後も広報紙、ホームページ等で制度の周知を図ります。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	延利用回数	2,500人	2,600人	2,700人

ウ) ひとり暮らし高齢者の招待（高齢者支援課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者を高齢者福祉センター森の倶楽部へ招待して、演芸鑑賞や教養講座の受講、日帰り旅行などを通じて憩いの場と親睦・交流機会を提供することで、生きがいつくり、引きこもりの防止及び介護予防を図ります。

【取組の方向性】

本事業は指定管理者の指定管理事業として実施しており、今後もより多くのひとり暮らしの高齢者が満足できるよう指定管理者と協議しながら取り組んでいきます。また、参加者の募集については、「広報ながれやま」やチラシによる案内など、その他方法を考え、より多くの方が参加できるよう周知していきます。

エ) 協働による市民福祉活動の推進（社会福祉課・コミュニティ課）

【事業概要】

「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という自治の姿の実現を目指して、協働のまちづくりに向けたNPOと行政のパートナーシップを強化していく必要があります。地域での公益的な市民活動（福祉・環境・まちづくり等）を行う団体等を市民活動推進センターと連携して支援することで、協働による市民福祉の促進を図ります。

【取組の方向性】

自由な社会貢献活動を行う特定非営利活動団体が新たな市民福祉活動事業を始めるにあたり、「市民福祉活動事業運営資金貸付」の周知を市ホームページで行います。また市民活動推進センターと連携して、市民活動の活性化を図っていきます。

オ) 地域住民によるボランティア活動の促進（社会福祉課・高齢者支援課）

【事業概要】

ボランティアセンターを運営する流山市社会福祉協議会や地域の自発的な敬老活動・高齢者見守り活動などを行っている地区社会福祉協議会などを支援し、連携してボランティア活動の促進と地域福祉の推進を図っています。

【取組の方向性】

各地域に根差したボランティア活動を行っている団体に地区社会福祉協議会等があり、地域の実情に応じて柔軟に活動をしていることから、それらを支援をしていくことで、活動の更なる促進を図ります。なお、令和6年度の新設小学校開校に伴い、地区社会福祉協議会が増える予定です。

カ) 買い物支援（移動スーパーとの協定締結）（高齢者支援課）

【事業概要】

月曜日から金曜日まで週に1回又は2回、近隣にスーパーや商店等のない地域、買物困難な高齢者がいる地域の市内31か所を生鮮食品、日用品を積んだ車両が定期的に移動販売します。また、移動販売中におけるさりげない見守りをしており、環境等の変化があれば随時、関係機関へ報告をしています。なお、移動販売場所のリクエストを随時受付しており、販売ルートの見直しを年1回程度行っています。

【取組の方向性】

買物困難な高齢者が自分の目で商品を選ぶ生きがいと、定期的に販売場所に集うことで情報交換を行い、互いに見守りあうことで、社会とのつながりを維持し生活の支援をしていきます。インターネット注文やフードデリバリーなどの事業が参入し、日用生活品をはじめ食品購入など便利になってきています。しかし、高齢者の中には自分の目で商品を手にとって選びたく、また、買物の場に集うことで、新たなコミュニティの場が創出されていきます。今後、高齢者人口の多い地域や買物が不便な場所にお住いのところに焦点を当てていきます。

キ) 高齢者ふれあいの家開設・活動支援 (高齢者支援課)

【事業概要】

65歳以上の高齢者が地域で自由に集える場として、民家等を活用して「高齢者ふれあいの家」を開設する個人や団体に対して、開設資金及び運営費の一部を助成します。

高齢者ふれあいの家は、令和6年1月現在で●●か所が開設されており、高齢者の外出を促すことで、引きこもりの防止、社会参加の促進、介護予防につながっています。また、ボランティアとして活躍する高齢者の生きがいの充実、地域の子どもの多世代間の交流など多様な機能を担っています。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	開設箇所数	27か所	28か所	か所

【取組の方向性】

流山市高齢者等実態調査(65歳以上 2,000名を対象)と同一の調査を高齢者ふれあいの家利用者100名に実施しました。

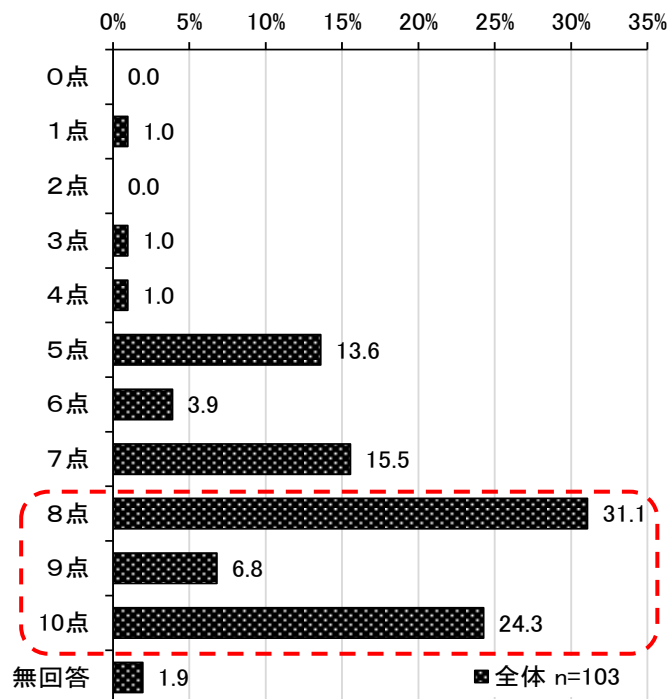
その結果、「あなたはどの程度幸せですか」の項目について、8点以上の方が62.2%であり、高齢者等実態調査の結果48.6%より、高齢者ふれあいの家利用者が13.6%上回る結果となりました。

高齢者が徒歩で通える範囲内に高齢者の集いの場があることで、高齢者の交流や趣味等を通じた生きがいの充実を図ることが必要です。今後も、自治会、NPO法人等の団体や個人にも働きかけを行い、毎年2か所の設置を目指すとともに既存の高齢者ふれあいの家への支援を図ります。

図 1-1-2) 高齢者ふれあいの家通所の実態調査

(2) あなたは、現在どの程度、幸せですか。(点数1つに○)

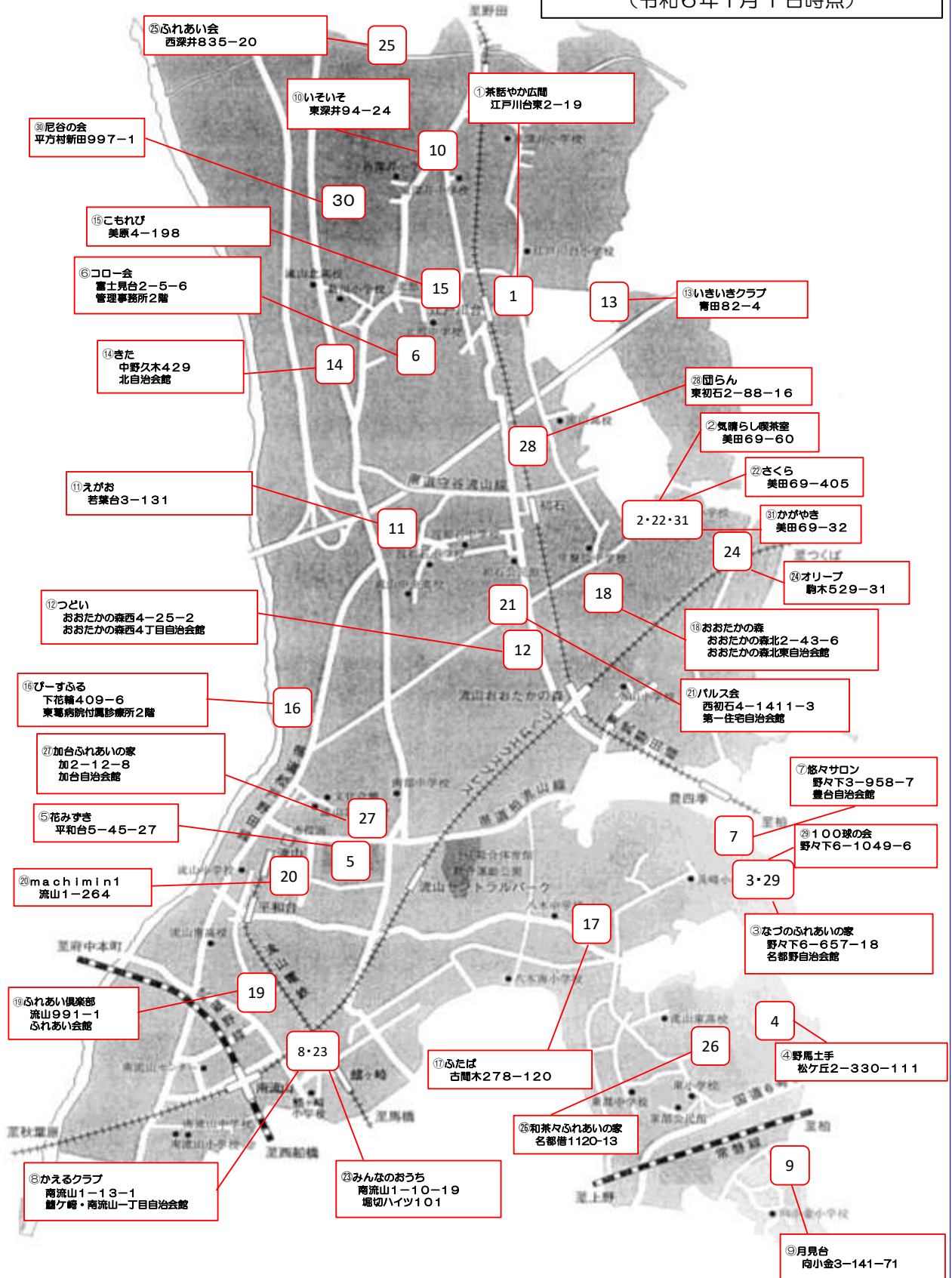
「とても不幸せ」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください。



項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	開設箇所数	か所	か所	か所

流山市高齢者ふれあいの家MAP

図 1-1-3) 高齢者ふれあいの家一覧
(令和6年1月1日時点)



データは R6.1.1 現在のため差し替え予定

施設名・場所	開設日時	実施内容
①茶話やか広間 江戸川台東2-19(7156-1164)	月～金 午前10時～午後4時	サロン・教養講座 囲碁将棋・書道
②気晴らし喫茶室 美田69-60(7154-1325)	月～金 午後3時～午後5時	サロン、日本舞踊、 フラワーアレンジメント等
③なづのふれあいの家 野々下6-657-18(7138-6337)	月～木・土 午前10時～午後5時	フラワーアレンジメント 健康体操・3B体操 囲碁・健康麻雀・学習会
④松ヶ丘ふれあいの家「野馬土手」 松ヶ丘2-330-111(7144-8272)	月～金 午前10時～午後4時	サロン・ミニ教室 茶話会・ミニサークル 映画上映会
⑤平和台ふれあいの家「花みずき」 平和台5-45-27(080-8497-2495)	月～金 午前10時～午後4時	サロン・茶話会・教養講座・ながいき 100歳体操
⑥ふれあいの家「コロ会」 富士見台2-5-6 管理事務所2階(7154-7691)	水・金 午前10時～午後4時	健康麻雀・囲碁将棋 サロン・折り紙・手芸 ながいき100歳体操
⑦豊台高齢者ふれあいの家「悠々サロン」 野々下3-958-7(7146-0362)	火～土 午前10時～午後4時	囲碁将棋・コーラス カラオケ・3B体操 手芸・編み物・折り紙
⑧ふれあいの家「かえるクラブ」 南流山1-13-1(080-2020-1088)	火～金 午後1時から午後4時	グランドゴルフ・健康麻雀 絵手紙・手芸・卓球・囲碁将棋 健康体操・かえる公園清掃
⑨向小金ふれあいの家「月見台」 向小金3-141-71(090-1262-1192)	月～金 午前10時～午後4時	サロン・茶話会 ミニサークル・ミニ教室 ながいき100歳体操
⑩ふれあいの家「いそいそ」 東深井94-24(090-5396-5431)	月～金 午前10時～午後4時	介護予防運動・ながいき100歳体操・健 康麻雀 カラオケ・茶話会・笑いヨガ
⑪ふれあいの家「えがお」 若葉台3-131(7153-5733)	月～金 午前10時～午後4時	音楽演奏・体操・落語・民謡・談話 室・サロン
⑫ふれあいの家「つどい」 おおたかの森西4-25-2(7153-0173)	月・水・木 午前10時～午後4時	健康体操・物作り・コーラス 切手収集・折紙
⑬ふれあいの家「いきいきクラブ」 青田82-4(080-5195-2781)	月・火・水・土 午前10時～午後4時30分	健康麻雀・健康体操
⑭ふれあいの家「きた」 中野久木429(7153-7664)	月・水(祝日の場合は火・木) 午前10時～午後2時	茶話会・囲碁将棋・卓球 健康麻雀・カラオケ ミニミニ講座 ながいき100歳体操
⑮ふれあいの家「こもれび」 美原4-198(7155-7160)	月・火・金 午前10時～午後3時	茶話会・運動療法 音楽療法

【第2編：各論】

⑩ふれあいの家「びーすふる」 下花輪409-6 東葛病院付属診療所2階(7158-9232)	月～金 午前10時～午後4時	囲碁・将棋 健康麻雀・手芸 ながいき100歳体操等
⑪ふれあいの家「ふたば」 古間木278-120 (7150-1288)	月・木 午前10時～午後4時	手芸・茶話会・囲碁 将棋・健康麻雀 ながいき100歳体操等
⑫ふれあいの家「おおたかの森」 おおたかの森北2-43-6(7153-0624)	月・火・木・日 午後1時～午後9時	囲碁・将棋 昔あそび・踊り等
⑬ふれあいの家「ふれあい倶楽部」 流山991-1 ふれあい会館(7159-6864)	月・水・金 午後0時～午後5時	健康麻雀・茶話会・体操
⑭ふれあいの家「machimin1」 流山1-264 (info@wacreation.com ※メールのみ)	火・水・金 午前10時～午後4時	コミュニティスペース兼観光案内所。多世代交流拠点として、まち歩き企画や運営を共に行う。
⑮ふれあいの家「パルス会」 西初石4-1411-3 (7152-5326)	火：午後1時～午後3時 第1・2・3・4金 ：午前10時～午後0時	茶話会・映画会 脳トレゲーム・オセロ
⑯美田ふれあいの家「さくら」 美田69-405 (7154-1256)	開催日により異なる 詳細は美田自治会ホームページをご確認ください	囲碁・将棋・グラウンドゴルフ ・吹き矢・3B体操
⑰ふれあいの家「みんなのおうち」 南流山1-10-9-101 (7161-3032)	第2木・第3火・土曜 午前の部：10時～12時 午後の部：13時～15時	孫育て座談会・健康体操・健康麻雀・童謡・多世代交流
⑱駒木ふれあいの家「オリーブ」 駒木529-31 (080-3422-3669 *月、火、水 午前10時～午後3時のみ)	月 午前の部：10時～11時 午後の部：13時～14時	茶話会・ながいき100歳体操・手芸講座 ・フラワーアレンジメント・健康講座
⑲ふれあいの家「ふれあい会」 西深井835-20 (7152-1552 (安井))	火・木 午前10時～午後0時	茶話会・ストレッチ・囲碁
⑳和茶々ふれあいの家 名都借1120-13 (090-7286-7291 (香月))	月により異なる。 詳細はNPO法人流山ひろがる和ホームページをご確認ください。	茶話会・健康体操・ 教養講座・手芸
㉑加台ふれあいの家 加2-12-8 (04-7150-3166) *留守番電話にメッセージを残してください	火・水・金・日 火：14時～15時 水：19時15分～8時30分 金：14時～16時 日：13時30分～15時30分 (月1回のみ開催)	ながいき100歳体操、健康体操、歌声 サークル、おひさま
㉒ふれあいの家「団らん」 東初石2-88-16 090-2245-7662 (西尾)	水・日 午後4時30分～6時30分	まんが図書館・囲碁・ 将棋・健康麻雀
㉓100球の会 野々下6-1049-6 04-7146-1563	月・火・水 月：10時～12時 火：13時～16時 水：10時～12時	健康体操・卓球 ・茶和会(ひまわりの会)
㉔ふれあいの家「尼谷の会」 平方村新田989-4 平方村新田自治会館 090-8682-8386 (小菅)	火 午前10時～12時	茶和会・健康体操・ 趣味活動・教養講座
㉕ふれあいの家「かがやき」 流山市美田69-329 080-5173-0787	月・水 午後1時～3時	健康麻雀・健康講座・筋トシ・ ストレッチ・演芸会

(5) 健康づくりの推進

① 健康づくりの啓発・推進

ア) 保健だより (健康増進課)

【事業概要】

各種検診や健康に関する催し等について、市民へ周知を図ることを目的として、事業案内等を取りまとめた「保健だより」を各戸に配布します。

【取組の方向性】

従来通り各種検診や催し物に関する内容を掲載することとし、配布方法についてもこれまで通り新聞折込みによる方法を実施していきます。

イ) 健康まつり (健康増進課)

【事業概要】

流山市民まつりと同時開催するもので、医療・歯科・薬の相談、毎年テーマに沿った体験や試食などの各コーナーを設けて、健康についての意識啓発を図ります。

【取組の方向性】

社会情勢や市民のニーズに合ったテーマや内容を検討し、より市民が身近に感じ参加しやすい健康まつりを目指し、健康に関する意識啓発を図っていきます。

ウ) 健康づくり推進員 (健康増進課)

【事業概要】

健康づくり推進員は、健康的な食生活及び健康づくりに関する知識や情報を普及させるため、3年間の任期で活動しています。栄養講座や運動講座の開催の他、研修会への参加や健康まつりでの啓発活動、広報紙の発行などを行っています。

【取組の方向性】

令和3年度、4年度の健康づくり推進員は、新型コロナウイルス感染症の影響により委嘱を見合わせていましたが、令和5年度に委嘱し、活動を再開しています。

地域住民に身近で取り組みやすい健康づくりに関する講座の開催や情報提供などに取り組んでいきます。

② 健康保持・増進 (一次予防)

ア) 健康教育 (健康増進課)

【事業概要】

地域の中で健康教育を広く市民に行うことにより、健康づくりに対する自主性を促し、健康増進、健康寿命の延伸を目指していきます。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	回数	8回	43回	回
	延参加者数	209人	921人	人

【取組の方向性】

健康増進及び健康寿命の延伸を目指し、講座や地域の自治会や老人会等からの依頼、集団検診時の健康教育を実施します。また、健康づくりに対する個人の自主性を尊重しつつ地域全体の健康意識の向上を図ることができるように柔軟な事業運営に取り組みます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	回数	50回	55回	60回
	延参加者数	1,000人	1,100人	1,200人

イ) 健康相談・訪問指導（健康増進課）

【事業概要】

住民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現のためには、疾病の早期発見とともに、医療が必要となる状態の発生を予防していくことも重要です。それらの機会として、健康づくりを支えるために市民の身近な存在として心身の健康に関する各種相談を受け、必要と認められる方には訪問等を行い、適切な助言・指導を行います。

【取組の方向性】

引き続き、検診や健康まつり等のイベントの機会を活用し、健康相談を実施していきます。また、相談者のニーズの把握に努め、より適切な支援につなげていきます。

ウ) 高齢者インフルエンザ予防接種（健康増進課）

【事業概要】

高齢者にインフルエンザの予防接種を行うことにより、個人のインフルエンザの発症や重症化を未然に防止します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	65歳以上の被接種者数	24,077人	25,832人	人

【取組の方向性】

引き続き、高齢者が円滑に予防接種を受けることができるよう、他市の予防接種実施医療機関に予診票を設置し、さらに実施体制を整えていきます。また、多くの方に接種してもらえるように広報、ホームページ、ポスター掲示などで周知していきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	65歳以上の被接種者数	28,200人	28,900人	29,300人

エ) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（健康増進課）

【事業概要】

平成26年10月に、高齢者の肺炎球菌感染症が定期接種になりました。対象者は、65歳の方であり、予防接種を行うことにより、個人の肺炎球菌の発症や重篤化を未然に防止します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	被接種者数（定期）	1,577人	1,571人	人

【取組の方向性】

高齢者が円滑に予防接種を受けることができるよう、他市の予防接種実施医療機関に予診票を設置し、実施体制を整えていきます。さらにより多くの方に接種してもらえるように、定期接種対象者への個別通知及び広報、ホームページ、ポスター掲示などで周知していきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	被接種者数（定期）	990人	990人	990人

③ 疾病の早期発見・早期治療（二次予防）

ア) 健康診査・特定健康診査（保険年金課・健康増進課）

【事業概要】

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣の改善等を通じた疾病予防対策の推進、病気の早期発見、早期治療を目的とした健康診査を行います。また、40～75歳未満の国民健康保険の被保険者の方を対象として、主に生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査を行います。

特に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入することにより、健診受診者にとっては生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣病の改善に向けての明確な動機づけ支援ができるようにすることを目的としています。

【取組の方向性】

今後も受診率の向上を図るとともに、健康診査・特定健康診査及び特定保健指導等の総合的な評価、検証に取り組んでいきます。また、健診の結果が効果的に生活習慣の改善に繋がる事後指導を検討していきます。具体的には、生活習慣病の予防や重病化予防対策として、健診データを活かした効果的な保健指導や、健診結果の数値が悪いにもかかわらず治療に結びつかない方を重点的に訪問していきます。

イ) がん検診（健康増進課）

【事業概要】

20歳以上の市民（胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がん検診についてそれぞれ対象年齢を設定）を対象にがん検診を実施しています。また、検診の重要性について、広報ながれやまやホームページにより啓発し、がんに関する正しい知識を身につけて、がんの早期発見・早期治療を図ります。

【取組の方向性】

ホームページや広報、各種検診や健康教育の場を利用して市民への周知を行います。また、精密検査となった方が、確実に医療につながるできるよう、電話や訪問等による受診勧奨に取り組めます。

ウ) 骨粗しょう症検診（健康増進課）

【事業概要】

骨粗しょう症は、寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患であるとともに、腰痛や脊椎の変形の原因にもなることから、その予防対策は高齢者の健康や自立した生活を維持するうえで重要となります。そこで、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症に関する健康教育・健康相談を行うことにより、早期発見・早期治療を図ります。また、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図ることにより、骨粗しょう症の予防を推進します。

【第8期の実績】

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により特例措置を実施したため、令和2年度の未受者の方も対象となりました。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値 (65歳以上)	受診者数	482人	240人	人
	受診率	9.9%	11.2%	%

【取組の方向性】

受診率向上に向けて、ホームページ、広報、健康教育等で啓発を行っていきます。また、啓発方法をより工夫することで効果的な啓発活動に努めます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値 (65歳以上)	受診者数	260人	280人	300人
	受診率	12.2%	13.2%	14.3%

工）結核検診（健康増進課）

【事業概要】

結核は過去の病気と思われがちですが、全国で毎年1万人以上の患者が発生しており、我が国の主要な感染症になっています。

一般住民に対する結核検診は感染症法により市町村長に義務付けられており、事業所や各種施設等で結核検診を受診する機会のない40歳以上の市民に対して検診を行い、結核の早期発見・早期治療、予防に努めます。

【取組の方向性】

新規の結核罹患者は70歳以上の高齢者に多いという結果が出ていることから、今後も高齢者がより受診しやすい検診体制づくりや受診率の維持に努めます。また、結核予防のため、新規受診者の受診率向上にも努めます。

才）歯周病検診（健康増進課）

【事業概要】

高齢期に健康な生活を送るためには、自分の歯を十分に保有し食べる楽しみを感じる事が重要です。「8020運動」や「8029運動」に基づき、歯の疾病を早期発見し、早期の保健指導により歯の喪失を防ぎ、いつまでも元気で暮らせる健康づくりを目指します。

【取組の方向性】

平成26年7月1日に「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行しました。早い年齢から歯と口腔の健康づくりのために定期的に健診を受ける習慣をつけられるよう、他課や歯科医師会等が実施する事業においても、歯周病検診の周知に協力してもらい、受診率の向上を目指します。

力）訪問歯科の推進（健康増進課）

【事業概要】

通院困難な市民に対して、在宅で口腔の継続的な管理が受けられる機会の確保と併せて、かかりつけ歯科医をもってもらい、口腔の相談や治療が安心して受けられるよう支援し、心身機能の低下防止と健康保持を図るとともに、80歳で20本以上自分の歯を残すこと（「8020運動」）を目指した健康づくりを推進します。

【取組の方向性】

流山市の訪問歯科は在宅を対象としていますが、施設入所など対象外となるケースの相談にも迅速に対応できるよう引き続き歯科医師会との連携を図ります。

他課及び歯科医師会等が実施する事業においても、市民及び医療に携わる専門職に協力してもらい、訪問歯科の周知を図ります。

また、かかりつけ歯科医の推進を図るとともに、お口の健康や機能を保持することができるよう、健康づくりに関する健康教育などを実施していきます。

キ) 人間ドック等利用助成 (保険年金課)

【事業概要】

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、また自己の健康や生活習慣を見直し、健康づくりへの意識付けを高めていくため、人間ドック等の利用に助成を行います。

被保険者の健康意識の高まりを受け、平成27年度から脳検査、脳ドック利用助成を開始しました。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	国民健康保険の利用助成請求件数	1,281件	1,270件	件
	後期高齢者医療制度の利用助成請求件数	867件	980件	件

【取組の方向性】

利用者の負担軽減が図られる制度であるため、更なる周知を図っていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	国民健康保険の利用助成請求件数	1,270件	1,270件	1,270件
	後期高齢者医療制度の利用助成請求件数	1,203件	1,249件	1,284件

ク) はり・きゅう・マッサージ利用助成 (保険年金課)

【事業概要】

健康増進や介護予防等健康づくりへの意識付けを高め、国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進に役立てるとともに、利用者負担の軽減、医療費の適正化を図っていくことを目指すため、市に登録されている施設ではり・きゅう・マッサージが利用できる助成券を交付します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	国民健康保険の利用助成請求件数	3,612件	3,119件	件
	後期高齢者医療制度の利用助成請求件数	4,727件	4,885件	件

【取組の方向性】

利用者の負担軽減が図られる制度であるため、更なる周知を図っていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	国民健康保険の利用助成請求件数	3,120件	3,120件	3,120件
	後期高齢者医療制度の利用助成請求件数	5,758件	5,978件	6,143件

(6) フレイル予防の推進

①フレイル予防の背景

人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくため、高齢者一人ひとりに対して、きめ細やかな保健事業と介護予防を実施することは大変重要です。高齢者については、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階であっても身体的な脆弱性のみならず、精神・心理的な脆弱性や社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態《下記参照》になりやすい傾向にあります。そこで、身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を行うことが必要となります。



後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施するよう「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」が策定されました。

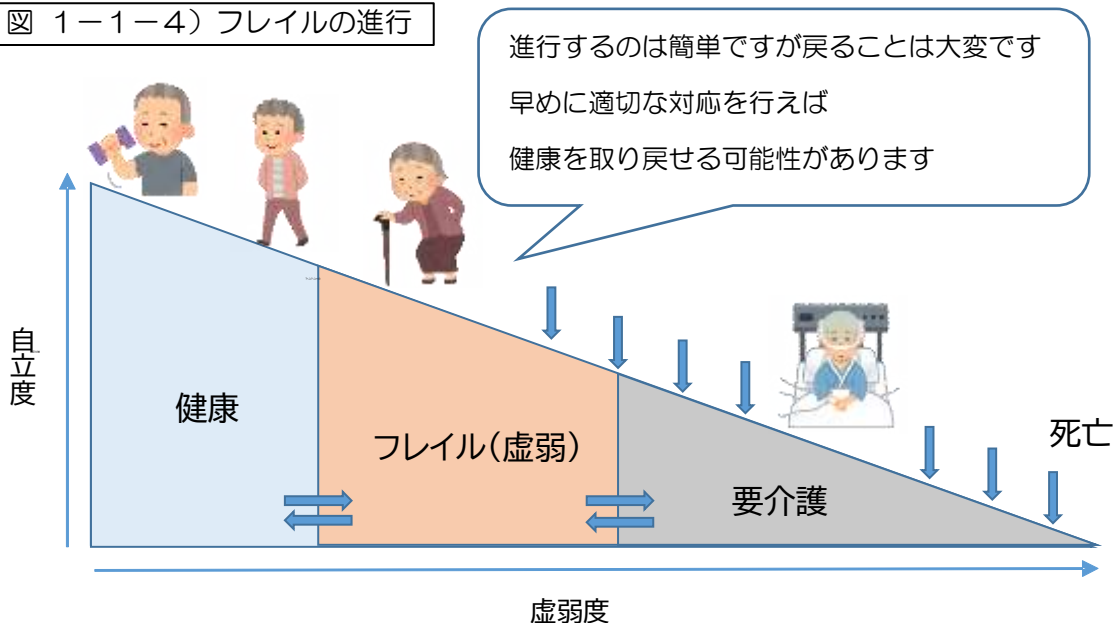
「フレイル」とは・・・

フレイルは、「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語で、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されています。

また、「フレイル」は、早期の段階からの介入・支援を実施することも重要です。



図 1-1-4) フレイルの進行



②高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業 (保険年金課・高齢者支援課・健康増進課・介護支援課)

【事業概要】

千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託事業である、高齢者の保健事業（国民健康保険保健事業及び後期高齢者保健事業）を効果的かつ効率的に活用し、高齢者の介護状態への進行を予防することで健康寿命を延伸し、住み慣れた地域で自立した生活の継続を図ります。特に、75歳からは後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険の種類が切り替わっても継続的に事業を実施するとともに介護保険の介護予防事業との連携を強化することで、介護状態への予防及び高齢者の保健事業の充実を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	通いの場での健康教育・健康相談の実施人数	1,981人	3,211人	人

【取組の方向性】

高齢者等実態調査より、「フレイルについて、知っていましたか」の設問に対し、42.7%が「知らなかった」と回答しています。早期にフレイルの兆候に気づき、適切な対応をとることが重要であることから、「フレイル」の認知度の向上およびフレイル予防の知識の向上を目指し、普及啓発に取り組みます。

令和3年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業では、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士の専門職による「訪問による個別の相談・指導（ハイリスクアプローチ）」や地域の住民同士が集い、ふれあいを通じて生きがいや仲間づくりの輪を広げる場所である「通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）」として「流山みんなのフレイル予防教室」を行い、庁内関係部局との連携により一体的に事業を実施します。

また、国保データベース（KDB）システムを活用し、フレイル状態（虚弱）、慢性疾患による受診や重症化といった後期高齢者の把握や地域の健康課題の分析等を実施します。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	通いの場での健康教育・健康相談の実施人数	3,500人	3,750人	4,000人

【高齢者ふれあいの家や体操グループ等での「流山みんなのフレイル予防教室」の様子】



図 1-1-5) 通いの場での専門職からの健康教育

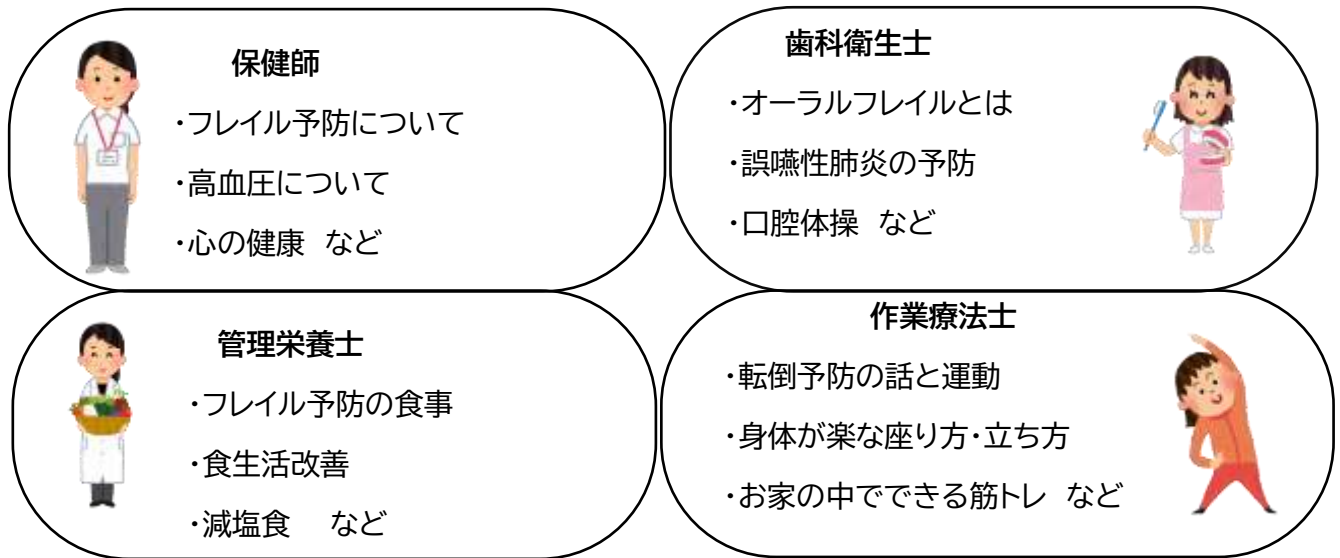
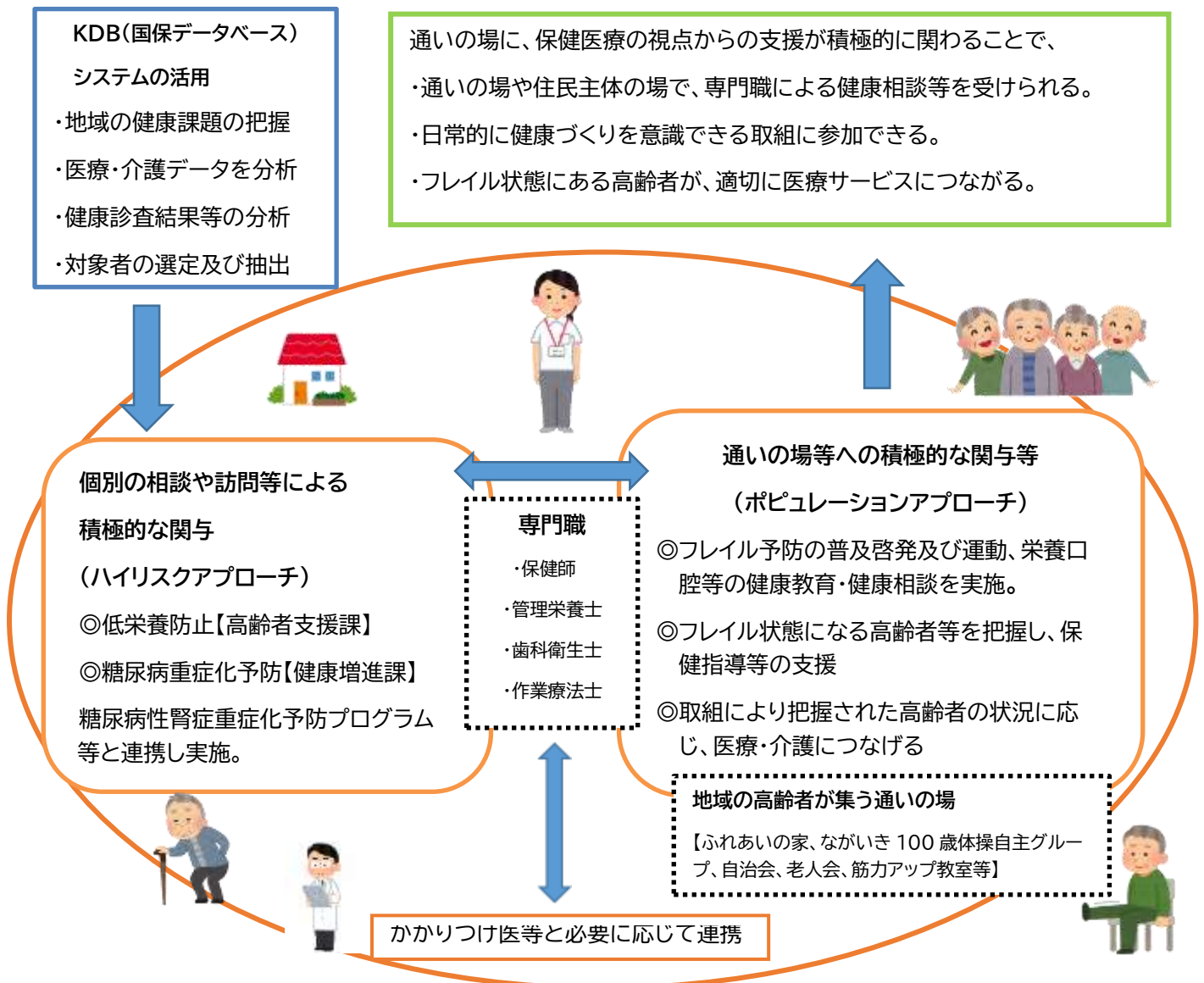


図 1-1-6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（流山市における実施のイメージ図）



(7) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

ア) 総合事業の趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）は、地域の実情に応じて、地域住民、NPO 法人等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者や軽度のお世話が必要な方に対する効果的で効率的な支援を可能とすることを旨とするものです。

イ) 総合事業の概要

◎ 総合事業の構成

要支援者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された方が利用する介護予防・生活支援サービス事業と、全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業から構成されます。《25頁 図 1-1-7・図 1-1-8、26頁 図 1-1-9 参照》

◎ 柔軟で多様なサービスの提供

要支援者をはじめとした軽度の生活機能の低下がある方の多くは、多様なニーズを抱えています。よって、地域の特性に応じ、さまざまな関係者、団体、法人などが参画して、支援が必要な方に働きかけることにより、自立支援を促しつつ、住み慣れた地域で暮らしていけるよう多様なサービスを提供するものです。

◎ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防にも効果的であるため、総合事業においてこうした仕組みづくりを推進します。

◎ 要支援者に係るサービスの提供

介護予防訪問介護相当サービス（ホームヘルプ）、介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）の他、ニーズに応じた多様な訪問型・通所型サービスを事業者等が提供します。

訪問看護、福祉用具貸与等他の介護予防サービスは保険給付サービスとして提供します。

◎ 柔軟な利用の仕組みと適切なケアマネジメントの実施

訪問型サービス及び通所型サービスを含め、総合事業のみを利用しようとする場合は、要支援認定を受けずに、基本チェックリストを受けることで利用サービスの適性を評価する仕組みを設け、ニーズを抱えた方（介護予防・日常生活支援サービス事業対象者〔以下「事業対象者」といいます。〕）が速やかに利用できるようになります。（第1号被保険者のみ）

サービスの利用に当たっては、これまでどおり、高齢者なんでも相談室（地域の居宅介護支援事業所に委託する場合があります。）が支援を行い、サービス利用者の能力を最大限に活かし、自立支援に向けた適切なサービス利用につなげます。

図 1-1-7) 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

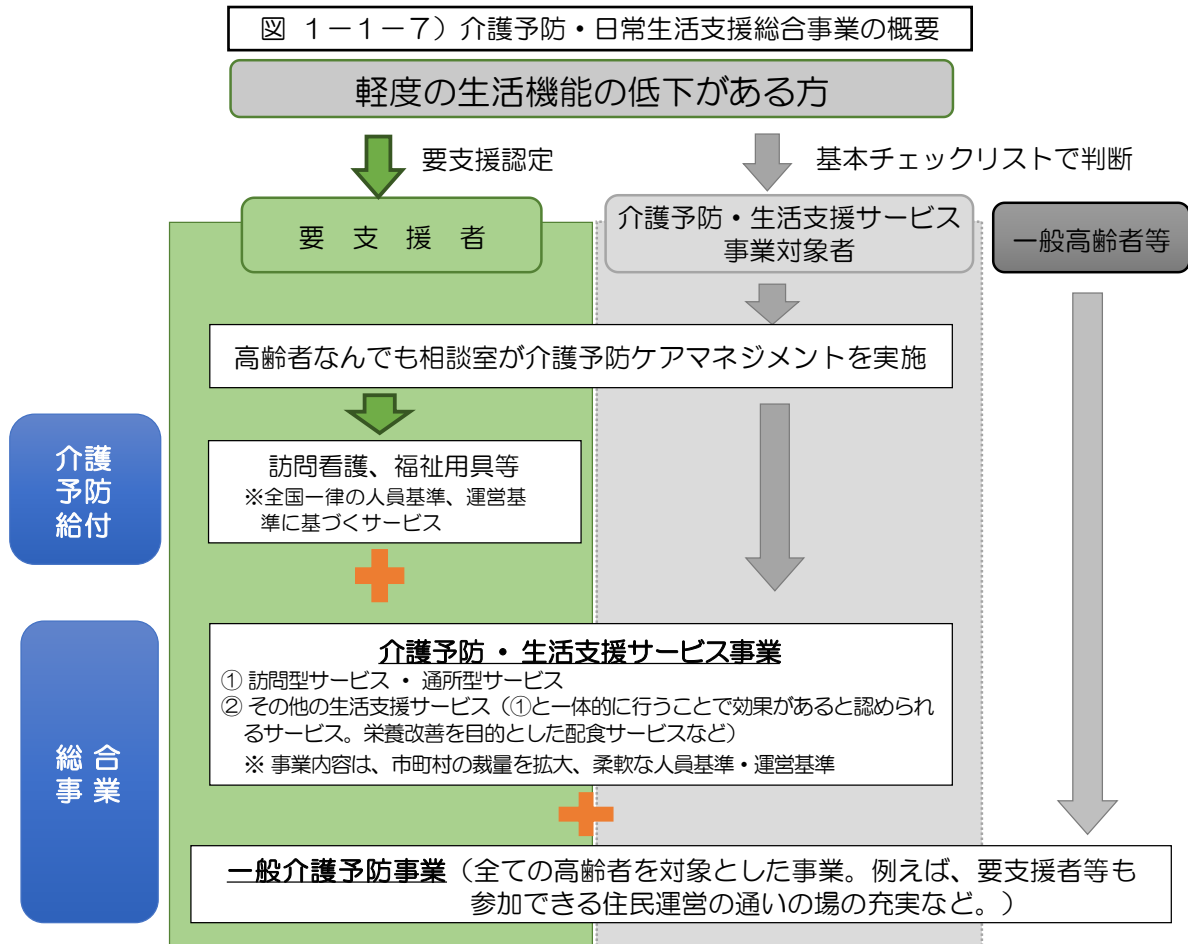
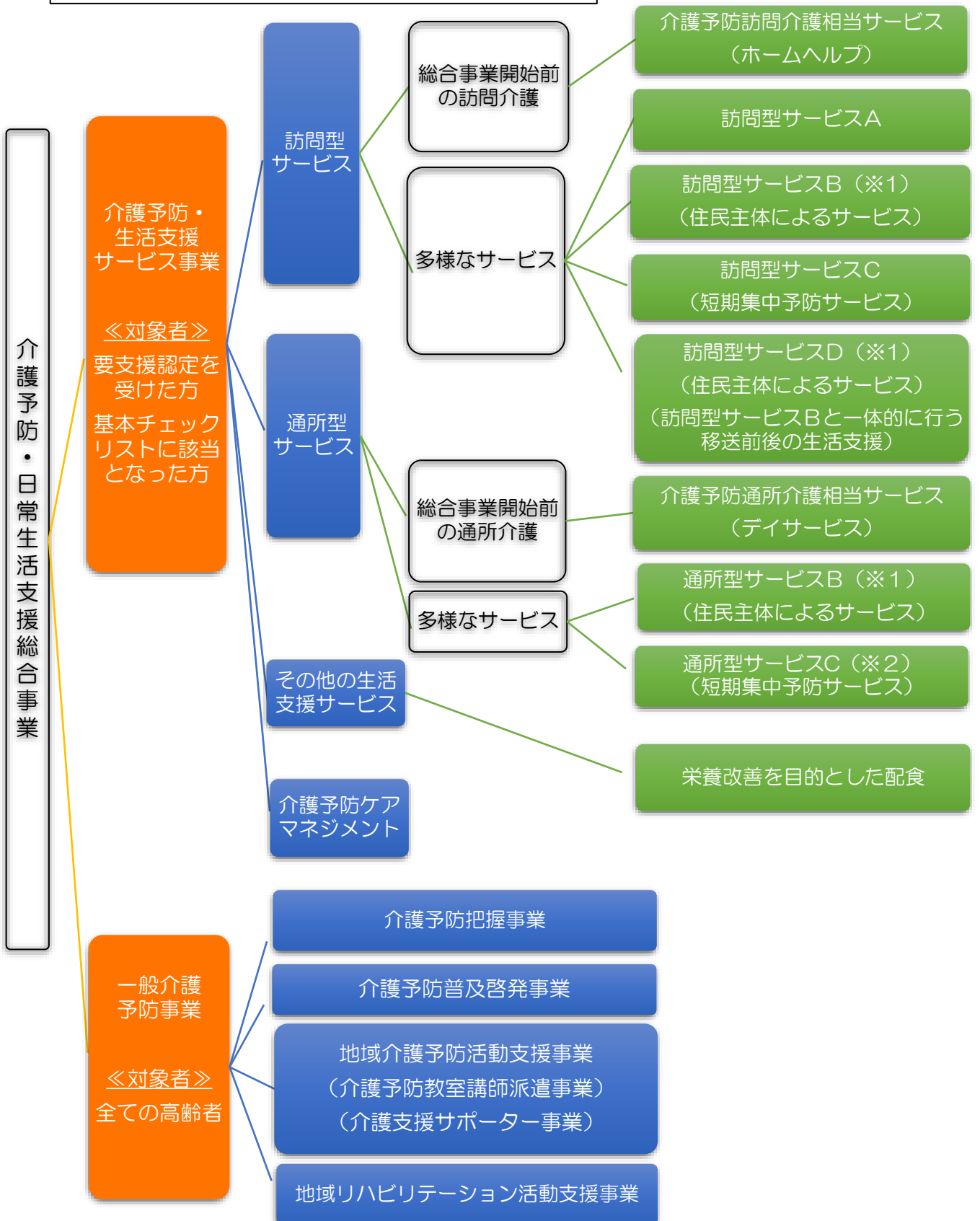


図 1-1-8) 基本チェックリスト

No.	質問項目	回答 (いずれかに○を お付け下さい)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしてしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	8ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI=)(注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく寝たような感じがする	1.はい	0.いいえ

(注) BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が18.5未満の場合に該当とする。

図1-1-9) 流山市介護予防・生活支援総合事業の類型



※1：訪問型サービス B・D、通所型サービスBについては住民が主体となって提供するサービスです。

※2：通所型サービス C については生活行為の改善を目的とし、3～6 か月の短期間で介護予防プログラムを実施するサービスです。

■流山市における総合事業の取組

① 介護予防・生活支援サービス事業（介護支援課）

i) 訪問型サービスについて

図 1-1-10) 訪問型サービスのイメージ



訪問型サービスでは指定を受けた事業所による訪問介護のほかに、地域のチカラを活かした多様なサービスを事業者等が提供しています。《上記 図 1-1-10 参照》

訪問型サービスの種類	概要
訪問型サービスA	訪問介護員又は市の研修を受けた方等が指定事業所に所属し、掃除や調理等の家事援助を提供します。従来の介護予防訪問介護より安価に利用することができます。
訪問型サービスB <small>こま</small> (ちょい困サービス)	住民主体のボランティア（有償のものを含む）により、生活の中でのちょっとした困り事への支援を行います。
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる方を対象に、保健・医療専門職（保健師・理学療法士・作業療法士等）が訪問し、必要な相談・指導等を3～6か月間の短期間で実施します。
訪問型サービスD <small>こま</small> <small>プラス</small> (ちょい困サービス+)	訪問型サービスBと一体的に行う移送前後の生活支援を行います。

ii) 通所型サービスについて

通所型サービスでは指定を受けた事業所による通所介護のほかに、地域のチカラを活かした多様なサービスを事業者等が提供しています。

要支援者及び事業対象者は、生活機能の一部が低下している場合が多く、残存能力が比較的高い傾向にあります。このことから、住民主体のボランティア（有償のものを含む）が提供する定期的な利用ができる身近な通いの場（通所型サービスB：ちょい通サービス）の推進のほか、第8期では3～6か月の短期間に専門職が個別課題に応じて生活行為の改善を目的とした介護予防プログラムを実施する通所型サービスCを創設し、利用者の状況に応じた介護予防の取組の推進を図りました。本サービスにおいても、要支援者及び事業対象者が利用する場合には、到達目標を定め、本人の生活機能の維持・改善を図っています。

このほか、通所型サービスを提供する事業者には、介護支援サポーターなど地域のマンパワーを積極的に取り入れるよう働きかけます。

なお、次の②「一般介護予防事業」として位置付ける高齢者ふれあいの家や自治会館等を中心とした身近な場所で介護予防に取り組める拠点づくりを積極的に進め、通所型サービスからふれあいの家等での「通い」の機能の充実化に取り組みます。

住民主体型サービス実施団体への補助について

訪問型サービスB（ちょい^{こま}困サービス）・D（ちょい^{こま}困サービス^{プラス}）、通所型サービスB（ちょい^{かよ}通サービス）を実施する団体に準備金及び運営費を補助金として交付し、地域での助け合い・支え合い活動を支援します。

iii) その他の生活支援サービスについて

介護予防・生活支援サービス事業を利用する要支援者等のうち、栄養改善を図ることが必要な方を対象として、給食サービスを提供します。

iv) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等が、総合事業によるサービス等を利用し生活機能の維持・向上を図るためには、本人の心身の状態に応じた適切なサービス等を利用することが大切です。総合事業を利用しようとする要支援者等の心身の状態等の評価（アセスメント）、利用が適するサービス等の選択と立案（ケアプラン作成）、効果的なサービス提供のための調整（サービス担当者会議等）、利用効果の測定・評価（モニタリング）等の介護予防ケアマネジメントは、高齢者なんでも相談室が行い、要支援者等を適切な総合事業のサービス等に結びつけます。

また、この介護予防ケアマネジメントは、高齢者なんでも相談室から指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

② 一般介護予防事業（高齢者支援課・介護支援課）

一般介護予防事業は、全ての高齢者を対象として、地域の実情に応じて効果的で効率的な介護予防の取組を推進するものです。

高齢者等実態調査より、「介護予防事業に参加したいと思いますか」の設問に対し、「参加したい」「友人と一緒に参加したい」「すでに参加している」と回答した方は、61.1%でした。より多くの高齢者が主体的に介護予防に取り組めるように、事業の周知方法を工夫するとともに、普及啓発に取り組んでいきます。

第9期では、次のi)～v)に掲げる事業に計画的に取り組んでいきます。

全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業を積極的に展開することで、将来的な要介護高齢者の伸びを緩やかにするとともに、支え合いの地域づくりに大きくつながります。

図 1-1-11) 一般介護予防事業の類型

一般介護予防事業

i 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

ii 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

iii 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

iv 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

v 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

i) 介護予防把握事業

生活機能の低下等によって何らかの支援を必要とする方を早期に把握し、支援につなげる事業です。高齢者なんでも相談室をはじめ、薬業会に加盟している薬局で、生活機能低下が疑われる方がいた場合は、早期に支援につながるような体制を整えています。

ii) 介護予防普及啓発事業

介護保険法第4条第1項において「国民の努力及び義務」として、高齢者には、要介護状態とならないための予防やその有する能力の維持向上に努めることが求められています。

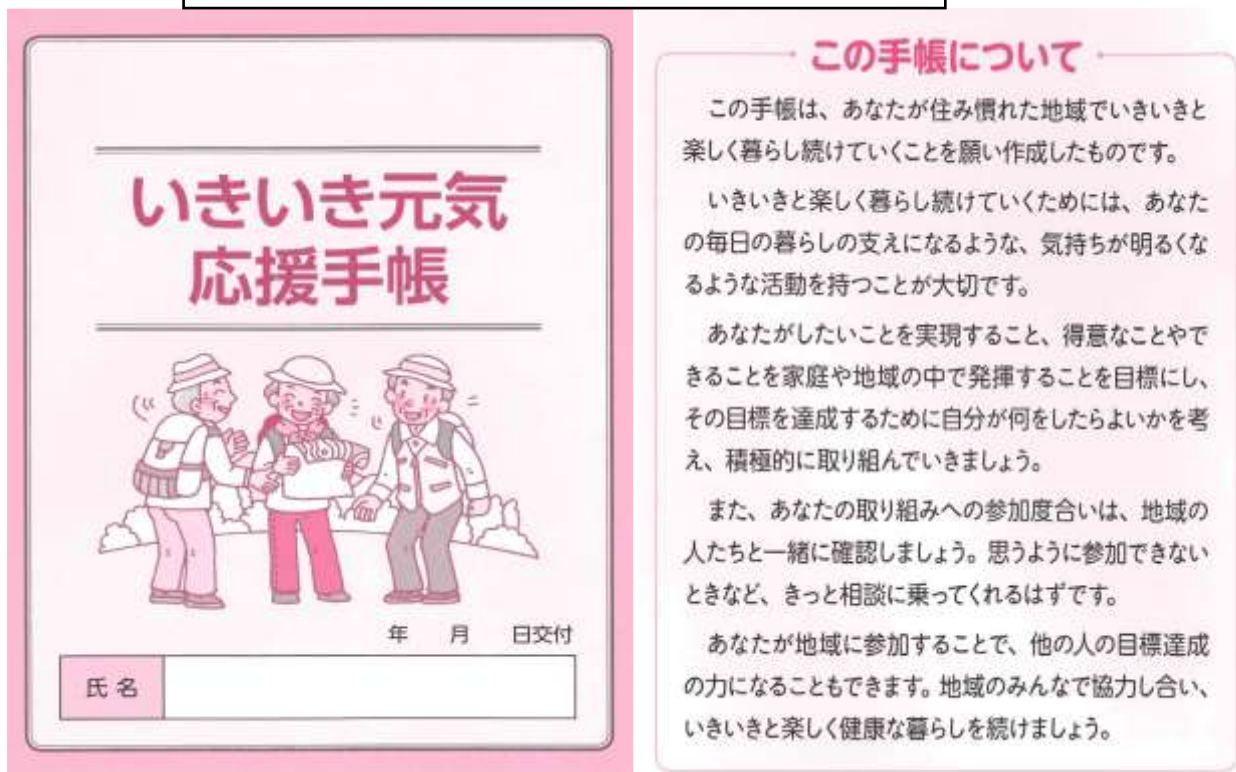
高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくために、介護予防に関する情報提供の機会を設け、高齢者を含めたすべての市民で介護予防に関する意識の高揚を図ります。

介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、市主催の介護予防教室「筋力アップ教室」を定期開催しています。「筋力アップ教室」では、「ながいき100歳体操^{頁31-1}」の体験に加え、専門職によるミニ講話を実施し、介護予防に関する情報提供や普及啓発を行っています。

また、令和5年度より国保データベース（KDB）システムを活用し、身体的フレイル状態にある対象者を把握し、「筋力アップ教室」の案内を個別通知し、介護予防活動につながるよう呼び掛けています。専門職による、高齢期に多い栄養、口腔、「聞こえ」に関する課題や転倒予防などの健康づくりと介護予防に関するポピュレーションアプローチ（健康教育等）やハイリスクアプローチ（個別の相談や指導）などを、フレイル予防の推進と連動し、取り組みます。

介護予防や健康づくりに関しては、一人ひとりの継続的な活動を支援するために、介護予防手帳「いきいき元気応援手帳」《下記 [図 1-1-12](#) 参照》を作成しています。「いきいき元気応援手帳」は市内在住で65歳以上の希望者に無料で配布し、介護予防や健康づくりの自己管理に活用していただいています。

図 1-1-12) 介護予防手帳「いきいき元気応援手帳」



iii) 地域介護予防活動支援事業

ア) 介護予防教室講師派遣事業

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域ながれやまでいきいきと暮らし続けていくために、介護予防知識の普及啓発および、介護予防地域活動団体の育成及び支援を図ることを目的として、地域において自主的な介護予防活動を行う65歳以上のグループに介護予防に関する講師を派遣します。

【第2編：各論】

流山市では「ながいき 100 歳体操¹」に取り組む介護予防地域活動団体に介護度重度化防止推進員²等の運動に関する講師や栄養士、リハビリテーション専門職等の講師を派遣し、グループの取組を継続的に支援しています。

＜派遣講師＞ ①介護度重度化防止推進員（ながいき応援団） ②栄養士 ③歯科衛生士
④リハビリテーション専門職 ⑤音楽療法に関する指導を行う者

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	グループ数	51 グループ	60 グループ	グループ
	参加者数	969 人	1,009 人	人

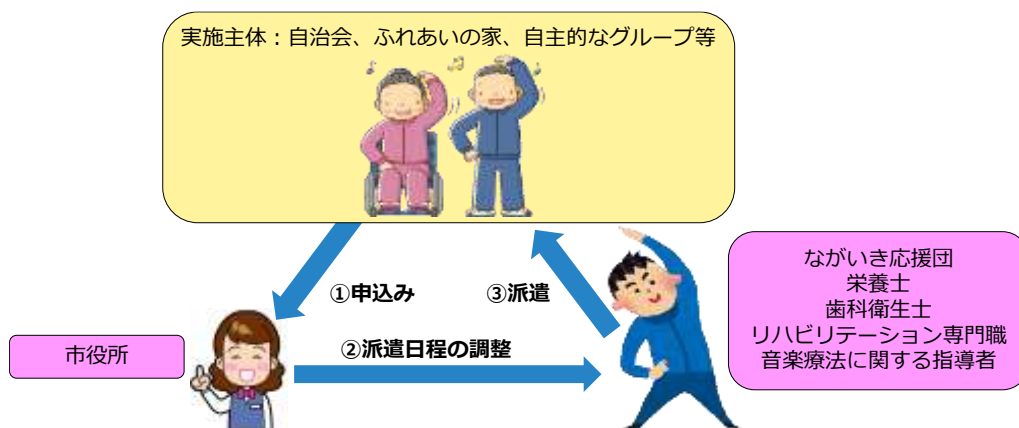
【事業の方向性】

元気な方がより一層元気になるだけでなく、たとえ何らかの支援を必要とする方でも身近な場所に通える場があり、お互いに支え合いが生まれる地域を目指します。そのために、市内全域で、高齢者が容易に通える範囲に、住民主体のグループが活動できるよう支援します。

筋力低下を防ぐながいき 100 歳体操と合わせて実施することで、介護予防に効果がある認知機能向上のための「しゃきしゃき 100 歳体操」、口腔機能向上のための「かみかみ 100 歳体操」を導入し、取り組んでいきます。これら3つの体操を実施することで、今ある元気の維持・向上を目指します。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	グループ数	80 グループ	90 グループ	100 グループ
	参加者数	1,210 人	1,330 人	1,450 人

図 1-1-13) ながいき 100 歳体操の実施のながれ



¹ ながいき 100 歳体操…重錘バンド（おもり）をつけて、ゆっくりとした音楽で歌いながら行う、誰でもできる簡単な体操です。

² 介護度重度化防止推進員（ながいき応援団）…介護度重度化防止推進員養成研修を終了し流山市で介護予防に関する活動をしている方のこと。

イ) 介護支援サポーター事業

【事業概要】

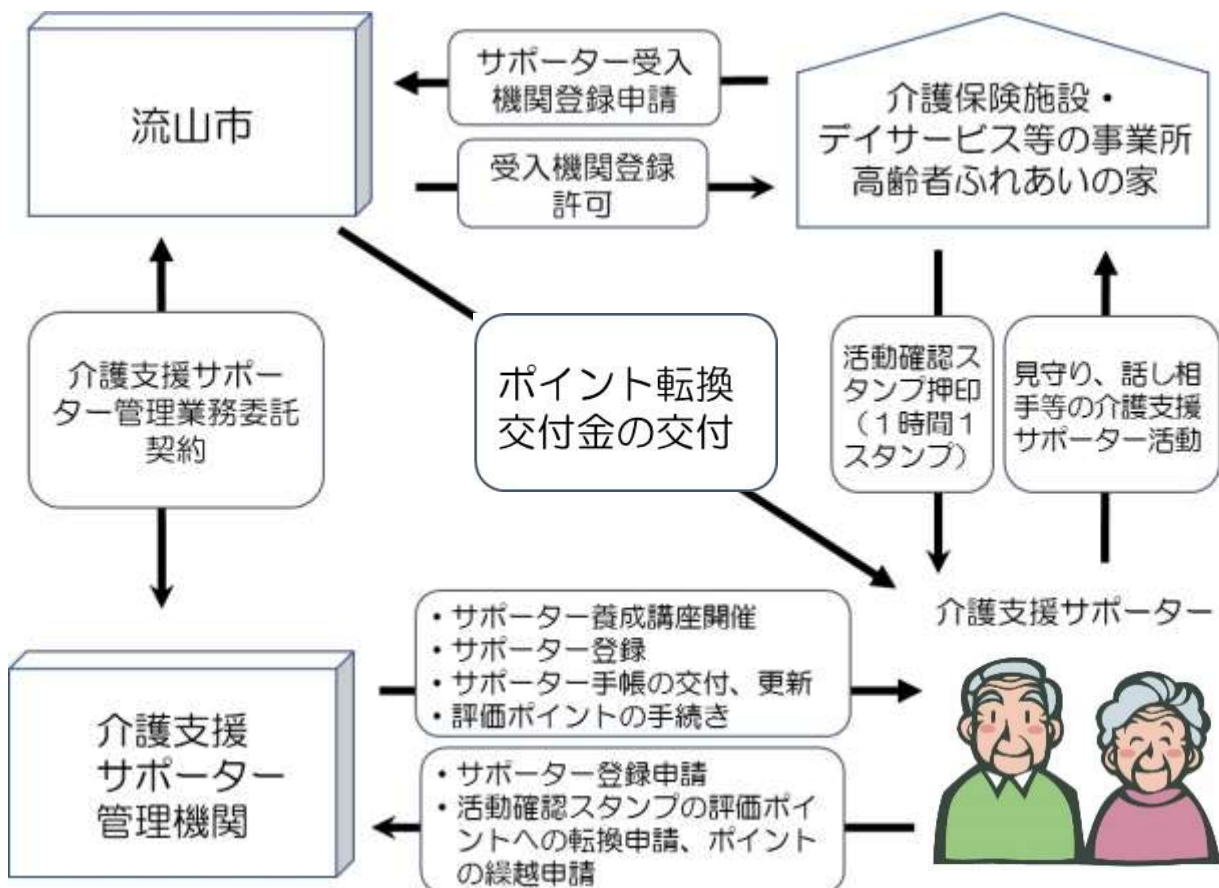
高齢者の積極的な社会参加を促して、介護予防につなげることを目的とした事業です。

65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者及び介護予防・日常生活支援サービス事業対象者ではない高齢者を参加対象者として実施します。令和5年3月時点で704人のサポーターが登録し、活動しています。介護保険施設や高齢者ふれあいの家などの場で、利用者の話し相手、見守りのほか、レクリエーション活動の補助などの活動を行った場合に、ポイント（1時間1ポイント（100円相当）、1日2ポイントまで付与）が得られます。蓄積したポイントは、希望に応じ、年度末に交付金（最大5,000円）に交換できる仕組みとなっています。（交付金額及びポイント数とも令和5年3月時点）

【事業の方向性】

1. 事業を継続するとともに、第9期中に新規登録者を150人とすることを目標と定め、サポーター養成講座を積極的に開催します。
2. 登録者が活動に結びつきやすいようコーディネート機能を向上させるほか、定期的にフォローアップの機会を設けることにより、活動率（活動者数／登録者数）を第9期中に25%向上させ、40%以上（令和5年3月現在16%）となることを目標とします。

図 1-1-14) 介護支援サポーター事業の仕組み



iv) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく、生きがいを持って生活を継続できるようにするためには、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるリハビリテーションが重要であると指摘されています。

流山市地域リハビリ連絡会の協力により、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、介護予防普及啓発事業、介護予防教室講師派遣事業（地域介護予防活動支援事業）、地域ケア会議、認知症初期集中支援、在宅医療介護連携会議など、多岐にわたりリハビリテーション専門職の協力を得ています。

特に、平成28年度からは、「iii) ア) 介護予防教室講師派遣事業」にて、体操に取り組む住民主体のグループへの体力測定、体操指導、講座の他、ながいき応援団の育成を行い、地域に根差した活動につながりました。

第9期では、引き続き、流山市地域リハビリ連絡会と協議を重ね、地域ケア会議、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、認知症初期集中支援においても、より専門性を活かした取組を推進していきます。

v) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うとともに、一般介護予防事業の評価を実施し、PDCAサイクルを回すことにより、エビデンス（＝効果の検証）に基づいた介護予防の実施を図ります。

「ながいき100歳体操」を通じた介護予防の普及啓発、地域介護予防活動支援の実施状況の評価においては、体力測定の数値だけでなく社会参加や主観的健康観を含めた評価としてアンケートを実施し、結果を分析・検討しています。

第8期においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業として、国保データベース（KDB）システム等により医療・介護のレセプトデータを活用・分析し、抽出した地域の健康課題の解決に取り組んでいきます。

③ 第8期における総合事業の評価・検証（介護支援課・高齢者支援課）

第8期介護保険事業計画に定める事業内容の達成状況等の評価・検証を行い、第9期はその結果を踏まえてPDCAサイクルを回すことにより、エビデンス（効果の検証）に基づいた介護予防及び日常生活の支援の実施を図ります。

評価・検証は、介護に関する提供体制を評価する指標や、実際に行われた活動内容を評価する指標、認定率・認定者数等の結果を評価する指標などを組み合わせて行います。

なお、市町村等の様々な取組について、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する介護保険保険者努力支援交付金が創設されています。

これは、国の客観的な指標をもとに、市町村等に対する財政的インセンティブが与えられる（国の交付金が交付される）ものです。これらの指標も活用し事業評価をしていきます。

2 介護・福祉サービスの充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

ア) 高齢者なんでも相談室の設置

本市では、平成18年4月に、地域包括支援センターを市内4か所に設置し、さらに平成31年4月には、流山市北部西地域包括支援センターを新設し、市内計5か所で「高齢者なんでも相談室」という愛称で高齢者の様々な相談に応じてきました。相談室の設置・運営は、医療法人及び社会福祉法人に委託しています。

高齢者人口の増加に対して、地域包括支援センター職員1人当たりの受け持ち人口や相談件数が増加しており、相談内容が複雑・困難化していること、センターに求められる役割が多様化していることから、令和5年度からは、各センターに専門職を1名ずつ計5名の増員をし、機能強化を図りました。

図 1-2-1) 高齢者なんでも相談室の設置状況

② 北部西高齢者なんでも相談室

場 所：中野久木 421 番地
特別養護老人ホーム花のいろ内
TEL：04-7197-1378
FAX：04-7197-1615

① 北部高齢者なんでも相談室

場 所：江戸川台東2丁目 19 番地
旧江戸川台出張所
TEL：04-7155-5366
FAX：04-7154-3207

③ 中部高齢者なんでも相談室

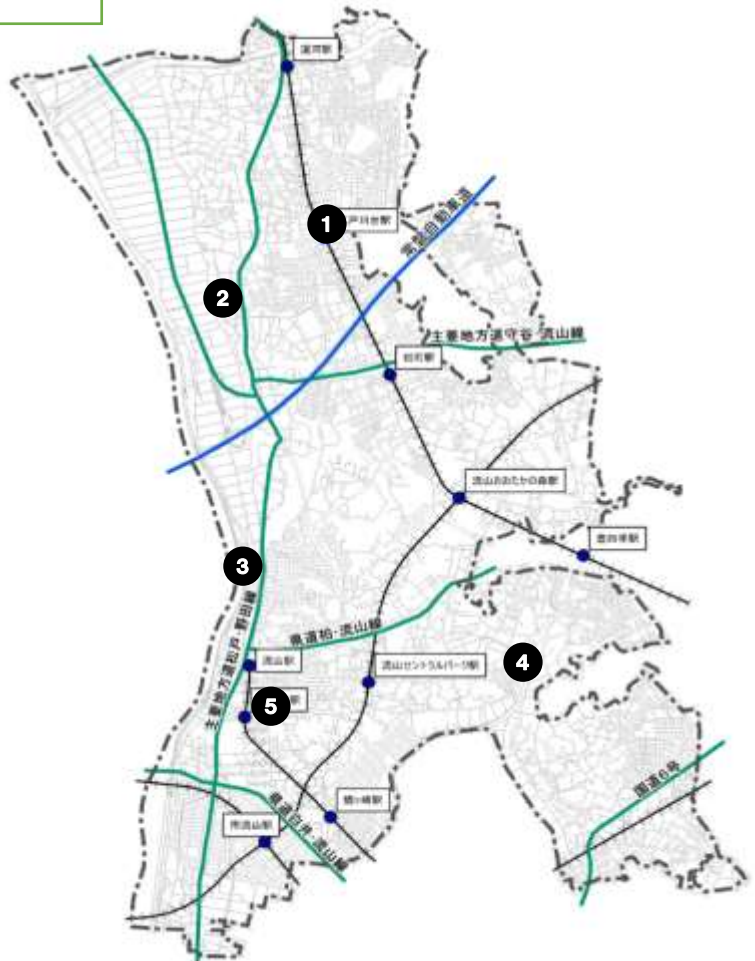
場 所：下花輪 409 番地の6
東葛病院附属診療所内
TEL：04-7150-2953
FAX：04-7158-8419

④ 東部高齢者なんでも相談室

場 所：野々下2丁目 488 番地の5
特別養護老人ホームあざみ苑内
TEL：04-7148-5665
FAX：04-7141-2280

⑤ 南部高齢者なんでも相談室

場 所：平和台2丁目1番地の2
流山市ケアセンター2階
TEL：04-7159-9981
FAX：04-7178-8555



イ) 高齢者なんでも相談室の役割

高齢者なんでも相談室では、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が連携して、地域で暮らす高齢の方々を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援します。

「総合相談支援業務」では、「どこに相談したらいいかわからない」といったお悩みも、まずは相談いただき、内容に応じて、適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。また、関係行政機関はもとより、地域にお住いの方々、民生委員、自治会、地区社会福祉協議会、介護保険サービス事業者、医療機関、関係団体等と連携して「地域包括支援ネットワーク」を構築していきます。

「権利擁護業務」では、みなさんの権利を守るため、成年後見制度等の案内や消費者被害、高齢者虐待の防止に取り組みます。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように、相談や助言を行います。

「介護予防ケアマネジメント業務」では、対象の方に、介護予防サービスを受けるためのケアプランを作成します。

高齢者なんでも相談室は、地域で暮らす高齢者の最も身近な相談窓口であるとともに、地域包括ケアシステム構築に向けて中核的な役割を担っています。

ウ) 高齢者なんでも相談室に求められる機能強化と取組の方向性

平成 27 年度の介護保険法の改正により、包括的支援事業（社会保障充実分）に「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症の総合支援」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」が位置付けられました。高齢者なんでも相談室は、こうした事業にも密接に関係しています。《36 頁 図 1-2-2 参照》

地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させるため、平成 30 年度施行の改正介護保険法により、市町村と高齢者なんでも相談室は、高齢者なんでも相談室の事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされ、これまで努力義務とされてきた評価が義務化されました。

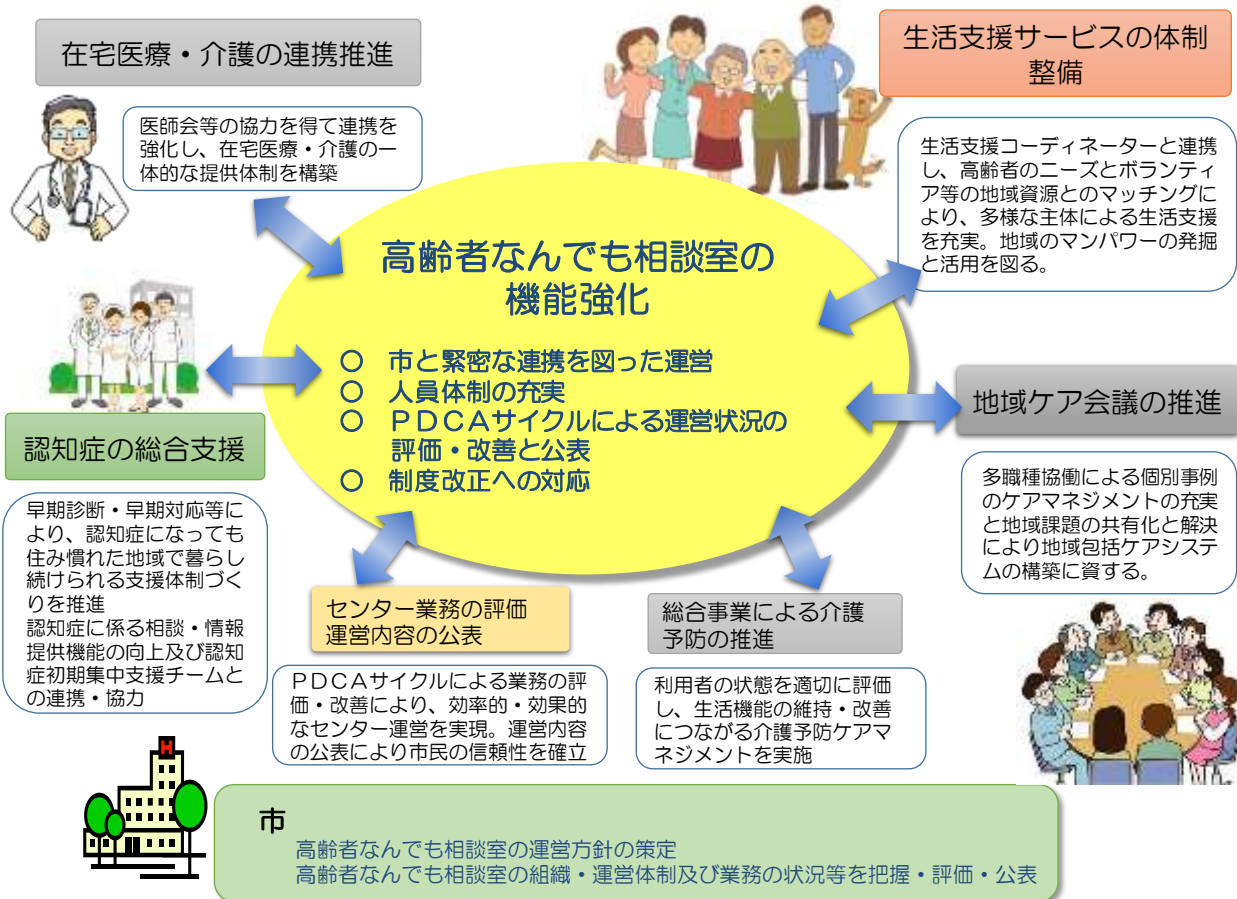
市では、既に平成 25 年度（評価期間：平成 24 年度）から、流山市地域包括支援センター運営協議会が評価委員（学識経験者、被保険者の代表等）を選出し、独自の評価指標を策定して、評価を行っていましたが、令和 2 年度（評価期間：令和元年度）からは国が策定した全国統一の評価指標が示されたため、それを用いて、事業評価を行っています。その評価結果を踏まえて、事業の質の向上のために必要な改善を図っています。評価結果は、市ホームページや各高齢者なんでも相談室で閲覧できます。

高齢者なんでも相談室が早期にかつ予防的に支援を開始するためには、高齢者なんでも相談室をより多くの市民の方に知っていただくことが重要です。

高齢者なんでも相談室に係る認知度について、「知っている」と答えた人数割合は 63.6%（「利用したことがある」12.0%、「何をしているところか知っていた」15.5%、「名前だけは知っていた」36.1%）と前回に引き続き、6 割を超えています。今後も引き続きさらなる周知に努めます。

また、コロナ禍においても、チラシでの情報発信や ZOOM を用いた会議の実施、少人数での会議開催等を行っており、住民や関係機関とのつながりを絶やさないう、機能維持に取り組みました。今後も、関係機関や地域住民との連携をさらに強化していきます。

図 1-2-2) 高齢者なんでも相談室に関する取組の状況



【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	地域ケア会議開催数	32回	47回	回

【取組の方向性】

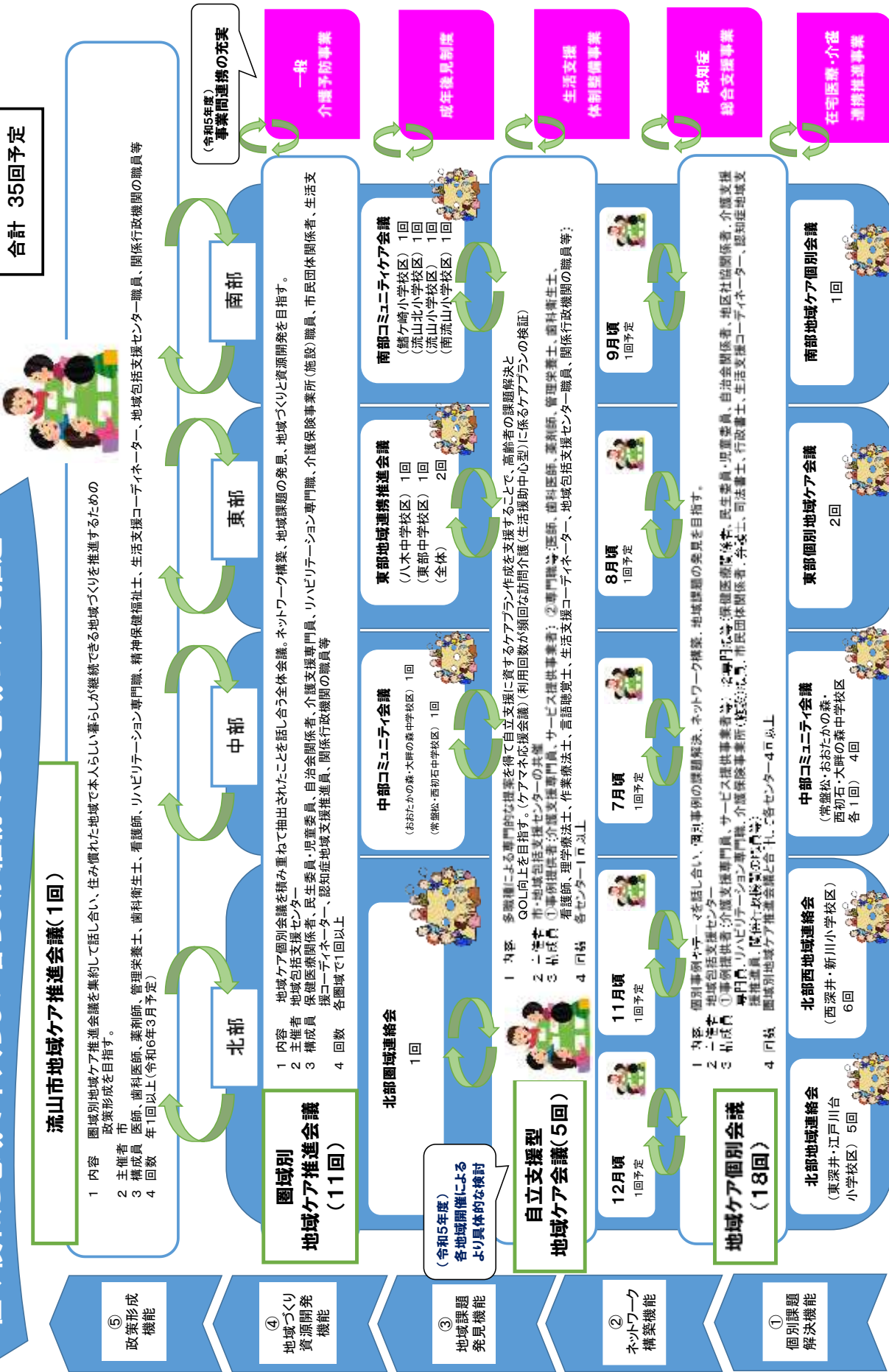
1. 市と高齢者なんでも相談室は、一体性や緊密な連携を図りながら、公平・公正、かつ、適切な運営を確保します。
2. 高齢者数の増加への対応、事業の充実、体制の強化を引き続き継続していきます。業務量に対する必要な人員の増員や増設等の体制については、状況を見極め、対応を図ります。
3. 高齢者なんでも相談室第三者評価事業を継続し、PDCAサイクルに基づくセンター業務の質の向上を図るとともに効果的な運営を実施していきます。
4. 地域で暮らす高齢者の最も身近な相談窓口であるために、引き続き高齢者なんでも相談室の周知に努め、高齢者のみならず、相談者である家族等すべての世代への認知度を高めていきます。
5. 8050問題等の高齢者やその家族を取り巻く複雑・複合化する課題に対し、重層的支援体制整備事業と連動しながら対応していきます。
6. 住み慣れた地域で本人らしい暮らしが継続できる地域づくりを推進するために、高齢者なんでも相談室と市が主催・共催し、地域の関係者全体で地域の課題について考えていく地域ケア会議《38頁 図 1-2-3 参照》を推進します。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	地域ケア会議開催数	合計 36 回	合計 36 回	合計 36 回
	○ 市域地域ケア推進会議	(1 回)	(1 回)	(1 回)
	○ 圏域別地域ケア推進会議 ・地域ケア個別会議	(30 回)	(30 回)	(30 回)
	○ 自立支援型地域ケア会議	(5 回)	(5 回)	(5 回)

図 1-2-3 流山市地域ケア会議実施計画 (参考: 令和5年度)

令和5年度 流山市地域ケア会議実施計画

住み慣れた地域で本人らしい暮らしが継続できる地域づくりを推進



(2) 重層的な支援の推進

① 重層的支援体制整備事業（社会福祉課）

【事業概要】

既存の支援制度の狭間に置かれ、あるいは複雑化・複合化した課題を抱える世帯を支援するため、重層的支援体制整備事業を令和6年度から実施します。同事業は、既存の社会資源を活かしながら、縦割りを取り払い、断らない相談支援体制を築くとともに、重層的支援会議による関係機関の役割分担の調整、相談に来られない人へのアウトリーチや伴走型支援、参加支援事業による居場所づくりなどを特色とします。

【取組の方向性】

流山市重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、高齢・障害・子どもなど、年齢や属性による縦割りを超えて連携し対応することや、対象者への訪問や自立に向けたコーディネート活動を実施する他、一体的に実施される関連事業を含めて、困りごとを抱える市民に支援を届けます。

(3) 高齢者福祉サービスの充実

① 布団乾燥消毒サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活維持及び健康保持を図るため、寝たきり高齢者、または高齢者のみの世帯で布団を干すことが困難な方のお宅に月2回、布団乾燥車を派遣し乾燥消毒を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	登録者数	44人	42人	人
	利用回数	938回	790回	回

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、布団乾燥消毒サービスの利用者も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	登録者数	44人	46人	48人
	利用回数	950回	1,000回	1,050回

② 高齢者外出支援サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の重度化を防止するため、ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の方で、加齢による身体機能の低下、心身の障害などの理由で他人の介助によらずタクシーその他の交通機関を利用することが困難な方に対して、受託事業者が移送車両で自宅の玄関から病院や介護保険サービス事業所の入り口までの移動及び乗降時の介助を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	登録者数	213人	221人	人
	利用回数	3,703回	4,098回	回

【取組の方向性】

高齢者人口の増加に伴い、高齢者外出支援サービスの利用者も増えていくことが見込まれます。高齢者の自立した日常生活の継続及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、世帯の状況を十分調査して柔軟に対応していきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	登録者数	230人	240人	250人
	利用回数	4,500回	4,700回	4,900回

③ 高齢者訪問理美容サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の重度化を防止するため、理容院または美容院に出向くことが困難な在宅高齢者を対象に、訪問による理美容サービスを提供することによって、継続した在宅生活の維持と質の向上を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	登録者数	33人	37人	人
	利用回数	77回	66回	回

【取組の方向性】

高齢者の増加に伴い、訪問理美容サービスの対象者も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	登録者数	40人	43人	46人
	利用回数	80回	90回	100回

④ 緊急通報装置の給付（高齢者支援課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急時に消防本部と連絡が取れる緊急通報装置を給付することにより、安心した在宅生活を送れるよう支援します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	緊急通報装置設置件数	11件	15件	件

【取組の方向性】

単身高齢者の増加に伴い、緊急通報装置の設置台数も増えていくことが見込まれることから、利便性・多機能な緊急通報装置の導入を検討してまいります。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	緊急通報装置設置件数	15件	18件	21件

⑤ 高齢者セーフティネット活動支援事業（高齢者支援課）

【事業概要】

市内のひとり暮らしの高齢者等に対し、地域住民による訪問またはさりげない見守り等の高齢者セーフティネット活動を支援し、孤独感の解消と安否確認をするとともに、ふれあいと支えあいのある心豊かな地域福祉社会づくりを推進します。

【取組の方向性】

高齢者が地域で安心して暮らすために見守りをはじめとしたセーフティネット活動を実施する各地区社会福祉協議会への支援を通じて、地域住民が行う福祉活動の推進を図ります。

⑥ 給食サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

食事の調達が困難なひとり暮らし等の高齢者を対象に、昼食又は夕食を週1回から週3回までの範囲内で、対象者の健康状態に合わせたメニュー（普通食・疾病に應じ、塩分摂取量やたんぱく質摂取量、カロリー摂取量を調整した療養食・咀嚼機能に支障のある方に配慮したやわらか食などの介護食）の提供を行うことで在宅生活の継続を支援します。

【取組の方向性】

利用対象となる高齢者の状態に従って、次の3区分により給食サービスを実施します。なお、いずれの区分についても、高齢者のみの世帯が対象となります。

区分	利用対象者
栄養改善配食サービス	栄養改善の必要な要支援者等を対象とした給食サービス
栄養改善の必要な高齢者の食の自立支援配食サービス	栄養改善の必要な高齢者を対象とした給食サービス
高齢者給食サービス	食事の調達が困難な高齢者を対象とした給食サービス

* 栄養状態の改善の必要性については、申請に基づき高齢者なんでも相談室の専門職がアセスメント（評価）を行い、決定します。

⑦ 高齢者等ごみ出し支援事業（クリーンセンター）

【事業概要】

家庭ごみをごみ集積所まで排出することが困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障害者又は障害者のみの世帯等に対し、家庭ごみを戸別収集することにより、在宅での生活を維持できるように支援します。

【取組の方向性】

家庭ごみの排出を支援するとともに、家庭ごみの排出状況に異変等が確認された場合には親族やケアマネジャー等に状況確認を行い、適宜福祉部門と連携して支援します。

(4) 高齢者が安心して居住する場の確保

① 高齢者の住み替え支援（建築住宅課・高齢者支援課）

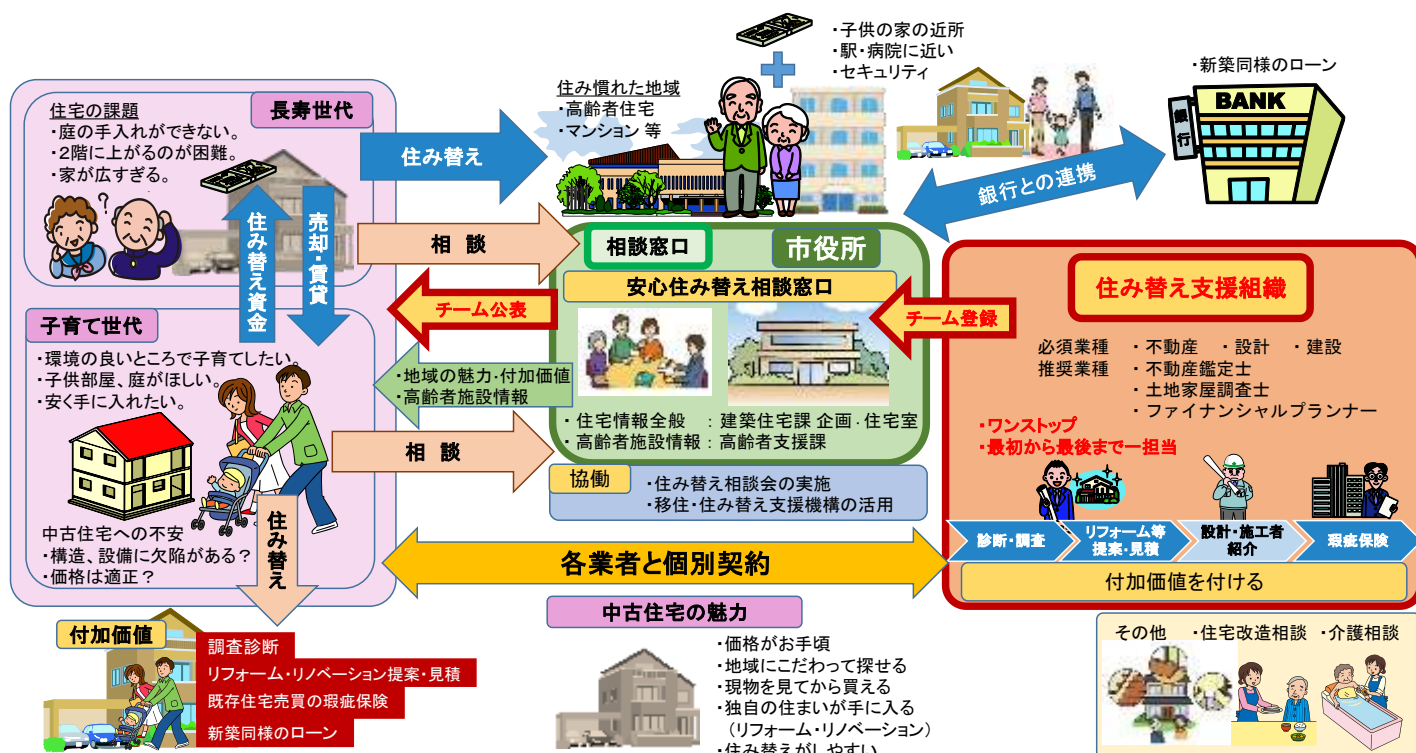
【事業概要】

既存市街地を中心に高齢化が進む中で、所有する戸建住宅の維持管理や日常生活が難しくなり、住み続けることが困難になる高齢者が増えています。住宅の賃貸や売却、リフォームや二世帯住宅への建て替え、マンションへの住み替えや高齢者向け住宅等への入居など、高齢者の住み替えに関する相談窓口を設け、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援します。

【取組の方向性】

高齢者の住み替えやその後の土地・建物の有効活用を支援する「高齢者住み替え支援制度」や住み替え相談会などを通じて、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援していきます。

図 1-2-4) 高齢者住み替え支援制度



② ケアハウス（高齢者支援課）

【事業概要】

原則として60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢のために独立して生活するには不安が認められ、家族の援助を受けられないといった自立生活に支障のある高齢者の居住場所として、ケアハウスの情報を提供します。

【取組の方向性】

ケアハウスへの入居を必要とする方に対して、既存施設の情報を丁寧に説明していきます。

③ 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（高齢者支援課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えている中、身体状況・生活スタイルに適した居住場所が求められています。バリアフリー化され暮らしやすい環境を考慮した住まいとして、民間活力によって、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備を進めるとともに市民への施設情報の提供に努めます。

【取組の方向性】

日常生活に不安を抱える高齢者の安心した住まいとしての活用や、訪問介護や通所系サービスなどの利用により介護がより必要な状態になっても、生活の継続ができる住まいとして期待されています。また、質の確保を図るため介護サービス相談員の活用や未届けの有料老人ホームが確認された場合は千葉県に情報提供を行います。

一方で、入居に際しては、出来る限り流山市民を優先入居させること、他市の被保険者の入居については住所地特例により対応することなど適切な事業者指導を行います。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていないものの設置状況（令和6年1月1日現在）

項目	箇所数	総定員数
住宅型有料老人ホーム	14 箇所	609 人
サービス付き高齢者住宅	21 箇所	905 人

(5) 在宅の居住環境の整備

① 住宅改修支援事業（介護支援課）

【事業概要】

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して、ケアプランの利用のない場合の住宅改修に係る理由書作成に対する支援を行うことで、適正な住宅改修を支援していきます。

【取組の方向性】

ケアプラン利用のない方の住宅改修の支援として、引き続き実施していきます。

② 住宅改造費の助成（高齢者支援課）

【事業概要】

運動機能の低下や身体に障害があることで在宅生活に支障がある高齢者（要介護・要支援認定を受けている方）が、住み慣れた自宅で安心して暮らせる住環境づくりを支援するため、介護保険の住宅改修に加えて住宅改造費の一部を助成しています。

【取組の方向性】

手すり等のバリアフリー設備の設置費用の一部を助成することで、引き続き自宅での生活を安心して継続できるよう支援するとともに、自宅での転倒を始めとした重傷事故の抑制を図っていきます。また、介護保険サービスによる住宅改修と重複しているため、制度設計について検討してまいります。

(6) 介護家族の負担の軽減

介護が必要な方を支える家族等介護者は、身体的な負担だけでなく、経済的負担や精神的負担など様々な問題を抱えやすい状況にあります。

要支援・要介護認定者調査（在宅介護実態調査）より、主な介護者、主な介護者以外の家族・親族が「仕事を辞めた」または「転職した」と回答した割合は、合わせて10.0%でした。また、主な介護者の方が「今後も働きながら介護を続けていけそうですか」に対して、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」と回答した割合の合計は15.8%で、介護による離職をする者の割合は一定数いる状況です。離職の問題は、経済的な負担のみならず、社会とのつながりの希薄化など精神的負担にも繋がります。

介護家族の方の負担軽減のために、高齢者なんでも相談室といった相談窓口のさらなる周知や認知症の方を支える家族の会<<58頁参照>>などの各種事業を通して、家族の健康を守るとともに、さらなる支援の充実に取り組んでいきます。

① 在宅高齢者家族介護用品支給事業（介護支援課）

【事業概要】

介護度中重度の高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給します。

【取組の方向性】

介護用品と引き換えられる利用券の支給を行うことにより、介護する家族の経済的・精神的負担を軽減し、在宅生活の継続を図ることができるよう支援します。

② 認知症高齢者等見守り事業（介護支援課）

【事業概要】

認知症等により行方不明となった際の早期発見・保護を図るため、QRコード付き見守りシールを交付します。また、見守り事業に登録された方は個人賠償責任保険にも加入できます。

図 1-2-5) QRコード付き見守りシール



QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【取組の方向性】

QRコード付き見守りシールの市民への周知をさらに進め、地域全体での見守り体制の構築に向けて取り組んでいきます。

③ 徘徊高齢者家族支援サービス事業（介護支援課）

【事業概要】

徘徊高齢者を在宅で介護する家族を対象に、徘徊高齢者位置探索情報提供サービスの登録料の一部を助成します。

【取組の方向性】

介護する家族の負担軽減と徘徊高齢者の安全の確保に寄与するため、引き続き実施していきます。

④ 在宅高齢者家族介護慰労事業（介護支援課）

【事業概要】

介護保険を利用していない重度の要介護認定高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、慰労金を支給します。

【取組の方向性】

要介護者の家族に対して、介護を慰労するとともに在宅生活の継続を支援します。また、必要により適切な介護サービスの利用について提案を行います。

3 在宅での生活の継続を支える体制づくり

(1) 地域で安心して暮らすための支援

① 防火・防災・感染症対策に係る体制整備（防災危機管理課・健康増進課・社会福祉課・介護支援課・予防課）

【事業概要】

近年の大規模な災害や新型コロナウイルス感染症、火災の発生等を踏まえ、取組を行います。

高齢者等の要配慮者の避難を想定し、要配慮者に配慮がされた避難所として、バリアフリー化され、生活相談職員等の確保が比較的容易である「福祉避難所」を確保します。

高齢者世帯の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより、火災予防を推進します。

【取組の方向性】

災害対策基本法、地域支え合い活動推進条例、地域防災計画及び避難行動要支援者避難支援計画に基づき、要支援者の避難支援に当たる自治会や関係機関に、平常時から「避難行動要支援者名簿（支え合い活動対象者名簿）」を提供し、災害時に地域において迅速かつ円滑に避難支援活動が行える体制の構築に努めます。また、個別避難計画の策定に取り組みます。《49頁参照》

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、新型インフルエンザ等の感染症発生に備えた健康危機管理体制の整備に努めます。

特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を福祉避難所として使用することについて、社会福祉法人等と協定を締結しています。なお、施設入所者への新型コロナウイルス等の感染を防止する観点から、今後は、通所系事業所等での受け入れの可能性についても、事業者と協議していきます。

高齢者世帯の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより火災予防に努めていきます。

② 防犯対策（コミュニティ課）

【事業概要】

高齢者が電話 de 詐欺等の被害に遭わないよう、所轄警察署等の関係機関と連携し街頭啓発を行うなどの活動を実施することで防犯意識の向上を図ります。

また、地域の中での防犯活動を実施し、高齢者の防犯意識の向上を図り、高齢者を対象とした防犯対策の啓発を図ります。

【取組の方向性】

所轄警察署及び関係機関と連携し、啓発品の配布や街頭啓発を行うなどの活動を実施していきます。高齢者が犯罪に遭わないよう、地域での防犯活動を推進するため、活動支援体制の強化を図ります。

また、市内犯罪情報の周知を図るため、安心メールで市内犯罪発生情報を随時配信し、防犯関係団体からは犯罪情報を文書で配布するなど、引き続き防犯啓発に取り組んでいきます。

③ 交通安全対策（道路管理課）

【事業概要】

全体的な交通事故件数が減少傾向にある中で、高齢者が関係する交通事故は、件数は減少しているものの、全体の事故件数に対して占める割合は増加傾向にあるため、交通安全教育の充実及び啓発指導などを推進します。

【取組の方向性】

警察、交通安全団体、自治会等と連携し、高齢者が参加しやすい交通安全教室を推進し、反射材等の積極的な活用による夜間事故の防止や自転車の正しい乗り方などの周知を図ります。

また、近年全国的に課題となっている、高齢ドライバーが事故を起こし加害者となることを防止する取り組みや、居住地付近での事故発生が多い傾向が見られるため、各地域、生活に密着した交通安全運動など、高齢者の特性に応じた対策を推進します。

(2) 地域における支え合い活動の推進

① 地域支え合い活動の推進（社会福祉課）

【事業概要】

流山市の地域支え合い活動は、一人暮らし高齢者等の孤立死防止と災害時の支援を目的に、市や自治会等、民生委員・児童委員、高齢者なんでも相談室、警察、消防などの関係機関、事業者等が連携・協力して、地域における日常的な見守りや災害時の避難支援のための活動を推進し、地域ぐるみで支え合うための仕組みです。《50頁 図1-3-1 参照》

地域支え合い活動推進条例に基づき、75歳以上の高齢者世帯、要介護認定や障害をお持ちの方など支援が必要な方の情報について、意向を確認したうえで「支え合い活動対象者名簿」に登録し、市と協定を結んだ自治会等や関係機関に名簿を提供しています。

提供する名簿に基づき、市と自治会等、関係機関が連携・協力して、自治会等を主体とした地域における日常的な見守りや災害時の避難支援のための活動を推進しています。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	協力自治会等数	122 自治会等	123 自治会等	自治会等
	協力自治会等における名簿登載者数の割合	87.3%	87.4%	%

【取組の方向性】

地域支え合い活動推進条例に基づき、平成27年度から事業を開始して以降、協定を締結した協力自治会等は●●自治会等まで増加し、協定に基づき協力自治会等へ提供できた名簿の登載者数は●●人、名簿登載者数全体に占める割合は●●%となりました。（令和6年1月末現在）

提供した名簿を活用し、それぞれの地域の実情に応じて、日常的な見守りや平常時から災害時に備える様々な支え合い活動が着実に広がってきました。

今後も、さらに多くの自治会に地域支え合い活動に参加してもらえるよう、民生委員・児童委員や高齢者なんでも相談室とも連携して普及啓発に努めるとともに、協定締結後も活動の定着と継続が図られるよう、活動の手引きや事例集の発行、講演会、出前講座等による自治会等への情報提供や報償費の支給を通じて、継続的に支援を図ります。

また、災害や急病等の緊急時に安否確認や救急対応が円滑に行えるよう、民生委員・児童委員や自治会等、高齢者なんでも相談室、ケアマネジャー等と連携し、救急情報カード・救急情報セットの普及を図ります。《50頁 図1-3-2 参照》

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	協力自治会等数	129 自治会等	132 自治会等	135 自治会等
	協力自治会等における名簿登載者数の割合	88.0%	88.3%	88.6%

② 生活支援コーディネーターの配置（高齢者支援課）

【事業概要】

「生活支援コーディネーター」は、地域の高齢者が抱える生活支援ニーズや地域の課題を把握し、ニーズに応じた支援のほか、関係者間のネットワークづくりや課題解決に向けた役割を担います。

市内に生活支援コーディネーターを1名配置し、高齢者なんでも相談室等と連携し、社会資源の把握や支援ニーズの収集に努めています。

【取組の方向性】

生活支援コーディネーターが把握した地域課題について、高齢者支援課は必要に応じ、関係機関とともに課題の解決に向けた取組を検討していきます。

国のガイドラインでは、NPO、社会福祉法人などの地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体の設置を図ることが示されていますが、既存のさまざまな会議を活用し、必要に応じて部会を立ち上げる等により、柔軟に対応していきます。

地域資源を活かした活動や社会参加に向けた支援などのコーディネート機能を重層的支援体制整備事業として取り組みます。

図 1-3-1) 地域支え合い活動推進条例における各主体の役割と連携のイメージ

地域支え合い活動 - 孤立死防止と災害への備え-

ニーズ・情報を共有 - 日常からの関係づくり-

対象となる方

- ① 75歳以上のみ世帯の方
- ② 障害等級をお持ちの方
要介護認定を受けた方
- ③ 登録を希望する方

意向確認のうえ名簿登録

本人の連絡先・災害時の配慮事項等
※緊急時の連絡先（市でのみ保管）

流山市

自治会等

お住まいの地域の活動主体

日常からの地域支え合い活動

声かけ、見守り、サロン活動
防災訓練、ちょっとしたお手伝い

災害発生時の地域支え合い活動

情報伝達・避難支援・安否確認
避難所での支援活動

名簿提供先 関係機関

民生委員・児童委員
高齢者なんでも相談室
社会福祉協議会
警察・消防

対象要件に該当する方には、市から登録意向確認のための調査票を送付しています。

※登録を希望する方の随時申出も可能です。（社会福祉課04-7150-6079まで）

地域のチカラ - 少しずつ・できることを・できる範囲で -

図 1-3-2) 救急情報カード・救急情報セットの活用

もしもの時に備えて - 救急情報カード・救急情報セットの活用-

緊急時・災害時のスムーズな安否確認のために

- 外出時に常時携帯する
- 冷蔵庫の扉に貼る
- 救急情報セットの活用
(冷蔵庫内に保管)

- ・緊急連絡先
- ・健康状態
(医療・服薬・生活状況)
- ・地域の支援者(向こう3軒両隣)
- ・災害時の配慮事項

高齢者のみ世帯、障害者手帳をお持ちの方、要介護認定を受けた方



内容に変更があった際は更新を

信頼できる方に緊急連絡先を事前に提供

市役所(社会福祉課)、親しいご近所の方、友人、ケアマネジャー、地域で見守りをしている自治会関係者・民生委員 など ※提供は任意です

記入日		年	月	日
救急情報カード				
～高齢・災害時における緊急連絡先や地域の支援者への情報提供カードです～				
本人の種別	フリガナ	性別	種別	
氏名	姓	名	A・B・C・D	
生年月日	西暦	大正	昭和	平成
住所	流山市	市	区	丁目
電話番号	市外局番	市内局番	FAX番号	
緊急連絡先	フリガナ	氏名	本人との関係	住所
電話番号	市外局番	市内局番	FAX番号	
医師に関する情報	※記入しなくても構いませんが、記入してください			
診療中及び過去の病名	手術歴	かかりつけ病院	医師	
現在病状	病名	病状	病名	
アレルギー反応	アレルギー	アレルギー	アレルギー	
※自宅での保存の際は、「お墨守帳」のコピーを添えてください。				
この用紙・支援情報等(印刷物)は、お墨守帳に添付して保管してください。				
名前・所属関係(自治会)	関係性	電話番号	住所	
伝えたいこと(災害時の配慮事項・特別な事情など)				
印刷 救急委員、民生委員 貼付 自治会				
病歴・お墨守・緊急時の連絡先等の大事な情報は、定期的な更新を 流山市社会福祉課 電話 04-7150-6079 (直通) FAX 04-7150-6077 Mail: hoken@city.ryuu.lg.jp				

(3) 介護と医療の連携推進

流山市在宅医療介護連携推進事業（介護支援課）

地域包括ケアシステムを確立するためには、24時間365日、在宅療養者が安心して過ごせる環境づくりとして、とりわけ医療と介護の連携が重要であるとされています。

そこで、医療や介護の関係職種が円滑に在宅療養者を支援できる総合的、一体的な仕組みの構築を図ることを目的としています。

ア) これまでの取組

「医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心・安全に自分らしく生活ができる。希望すれば最期は自宅で亡くなることができる。」を理念に掲げ、市内の医療、介護の職能団体の代表からなる「流山市在宅医療介護連携会議」で在宅医療介護連携に関する課題を抽出して課題解決に取り組んでいます。

主な取組としては、医療・介護の専門職が連携し、協働できる関係作りや質の向上のため、多職種で研修（介護と医療をつむぐ会）を重ねてきました。また、在宅療養者を支える医療や介護のチームが効率的・効果的に支援できるようICT（Information and Communication Technology）を活用した情報共有システムを運用してきました。

市民啓発として医療介護に関する講演会の開催や「おうち療養情報紙」《下記 図 1-3-3 参照》の全戸配布、出前講座を実施しています。

図 1-3-3) おうち療養情報紙（第8号一部抜粋）

流山市 おうち療養情報紙 第8号
令和4年 3/21 **もっと安心 ずっと流山**

発行：流山市 お問い合わせ：流山市役所健康福祉部介護支援課
〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1 TEL 04-7150-6531 FAX 04-7159-5055

令和3年度市民公開講座 流山版 自宅で最期まで過ごすための準備
～在宅医療・介護の実際を知ろう～

流山市で行った高齢者等実態調査において、介護が必要になった時に「介護保険制度に基づいた介護サービスを利用して自宅で暮らしたい。」と回答した割合が最も多くなっています。いざという時に「望んだ暮らし」を選択でき、安心して療養生活を送るためには、療養に関する知識を深めていただくことが必要であると考え、「市民公開講座」や「おうち療養情報紙」での発信を続けています。

今年の市民公開講座は、在宅療養では様々な支援が受けられること、希望すれば最期まで自宅で過ごせることを知っていただけるよう、在宅医療・介護サービスの専門職から講話いただきました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、ウェブ上(YouTube)で期間限定(令和3年12月1日～12月10日)の配信でしたが、ご覧になった方からは「自宅で最期まで暮らせることがわかって安心した。」など御意見をいただき好評だったため、今号では講座の内容を紹介します！

講座内容1 自宅での療養を支える医療・介護について
～各講師から「提供している支援」をご紹介します～

訪問介護(介護員) ケアマネジャー(介護支援専門員) 訪問入浴

イ) 取組の方向性

これまでの国が示す8つの事業を踏まえつつ、地域の実情に応じた運用を可能にするように再編した事業項目《53頁 図1-3-4 参照》について流山市在宅医療介護連携会議と職能団体、介護と医療をつむぐ会が連動《54頁 図1-3-5 参照》しながら取り組んでいきます。

第9期においては、特に認知症の方への対応力及び在宅看取りを支える体制の強化を図ります。

また、医師、訪問看護師を中心として、在宅療養支援の実践に役立つ知識・技能の共有を図る症例検討会を定期的を開催することを通じ、在宅医療を担う医師等の専門職を増やせるよう取り組みます。

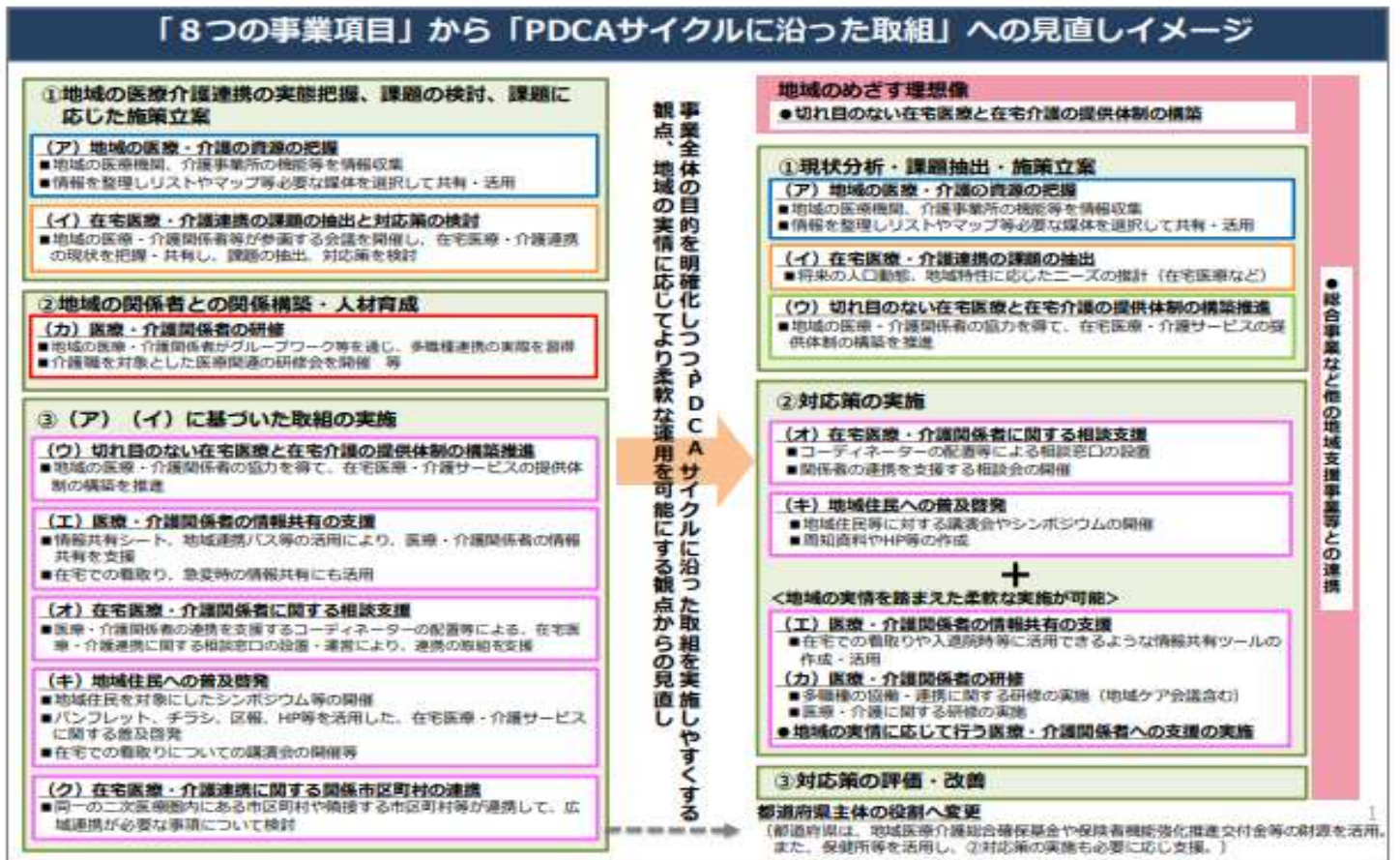
このほか、市民の方が最期まで自分らしく過ごせるよう、元気なうちから御自身の生き方、介護や医療に関する思いを考え支援者に伝える取組である「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」や在宅療養に関する情報提供等市民へ向けた啓発にも取り組みます。

人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の推進

人生会議とは、もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みのことです。自分の思いや希望を周囲の人と共有していれば、万が一、自分が意思表示できなくなっても、家族や周囲の人が、本人の意向を尊重した選択をすることができます。

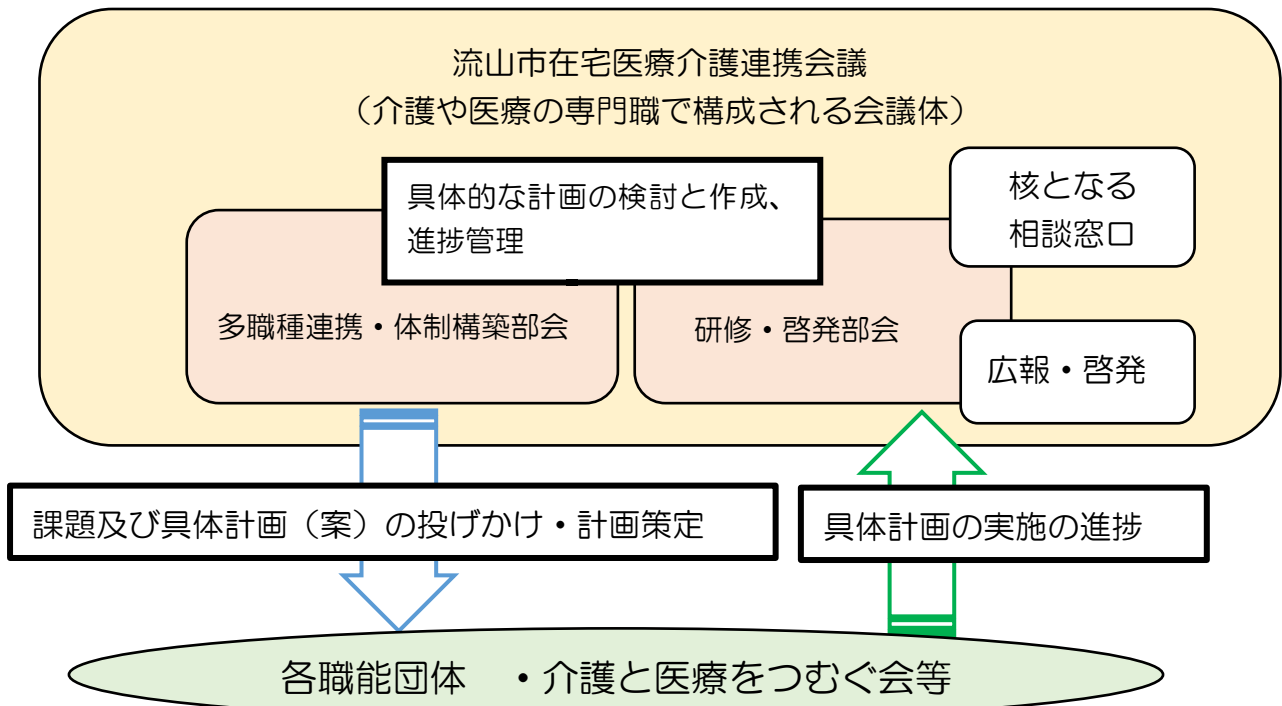
市民への人生会議の普及啓発を目的に、市民公開講座やおうち療養情報紙《51頁 図1-3-3 参照》、出前講座などを行っています。

図 1-3-4) 地域の実情に応じた運用を可能にするように再編した事業項目



(厚生労働省 在宅医療・介護推進事業の手引きVer.3より)

図 1-3-5) 流山市における在宅医療介護連携推進の取組体制



4 認知症に係る総合的な支援

要介護認定者の増加に比例して、認知機能の低下がある方が増え続けていることから「[図 1-4-1](#)参照」、認知症の方に対する支援については、認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）の実現に向けて取組を進めてきました。

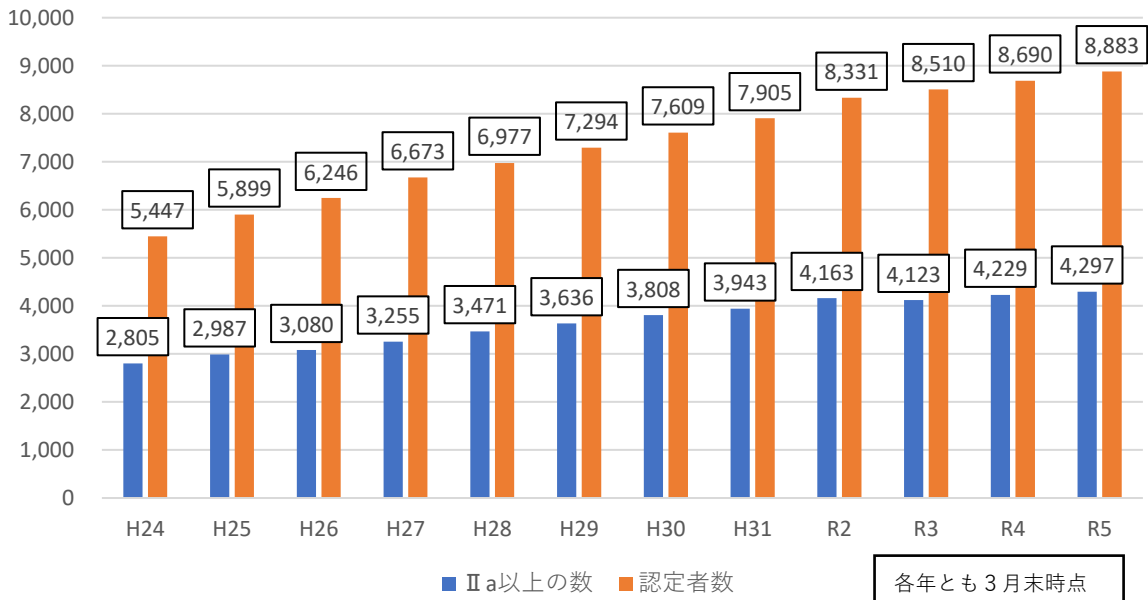
国では、認知症施策推進大綱において、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する」と掲げています。

認知症施策推進大綱の実現のため、第9期でも、引き続き認知症対策に重点的に取り組み、より具体的に効果的な施策の展開を図ります。

なお、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することになりました。この法律では、政府に対して認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画を策定することを義務付けています。当該計画が策定された際は、認知症施策推進大綱に変わり、当該計画を基本として市の実情に即した施策を実施していくこととなります。

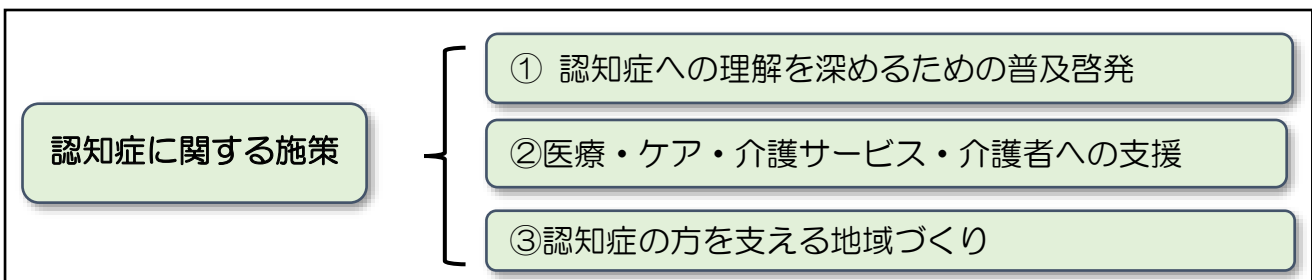
施策の体系として、「①認知症への理解を深めるための普及啓発」、「②医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「③認知症の方を支える地域づくり」に分類し「[図 1-4-2](#)参照」、これらをバランスよく実施していきます。

図 1-4-1) 認知機能の低下があると評価された要介護（要支援）認定者数の推移



*注：[図 1-4-1](#)は、要介護（要支援）認定の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa（買い物、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等）以上の評価を受けた方の数です。

図 1-4-2) 認知症施策の体系



(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発

① 認知症サポーター養成事業（介護支援課）

【事業概要】

主に高齢者なんでも相談室により、地域住民や銀行、スーパーマーケットなどの職場等を対象として、認知症に関する正しい理解の普及を図る、認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりの支援者となります。

これまで、地域住民のほか、地域の自治会や小中学校、高校、市役所、企業においても実施してきました。

サポーター養成講座修了者は、令和5年4月1日時点で、21,017人となっています。



図 1-4-3) 認知症サポーターカード

【取組の方向性】

認知症を抱える人は今後も増加していくものと見込まれます。したがって、認知症サポーターの養成は、引き続き取り組むべき施策と捉えています。

より多くの市民に受講していただくため、認知症サポーター養成講座を生活に密着したスーパーマーケットや銀行、交通機関職員、警察の方々に受講してもらえるよう働きかけるよう努めます。また、既に認知症サポーター養成講座を受講した方が一歩前進した学習や実践的な活動ができるような機械を設けていきます。

② 認知症に関するイベントの開催（介護支援課）

【事業概要】

地域住民の認知症に対する理解を深め、認知症になっても安心して生活を続けられる地域づくりを進めるため、地域住民を対象とした認知症に関するイベント等を開催しています。

また、世界アルツハイマー月間（9月）に合わせ、9月を「認知症月間」とし、普及・啓発に限らず認知症に関する各種イベントを実施し、相乗的な普及効果を図っています。

【取組の方向性】

「認知症月間」を中心に、認知症に関する講演会や体験型のイベント、広報紙など、広く市民を対象に普及啓発をはじめ、認知症に関するイベント等を実施していきます。

(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

① 認知症地域支援推進員（介護支援課）

【事業概要】

認知症地域支援推進員は、認知症の方の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐ連携支援のほか、認知症ケアパス「知って安心 認知症安心ガイドブック」<57頁 図 1-4-5参照>の作成・普及、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

【取組の方向性】

引き続き、各高齢者なんでも相談室や市内の高齢者福祉施設へ配置し、認知症の相談窓口の一つとして取組を継続します。

② 認知症初期集中支援チーム（介護支援課）

【事業概要】

認知症を抱える人への対応は、その発症の早期の時点において、本人及び家族に対し、医療機関への受診、必要に応じた介護サービス等の利用に結びつけることが重要です。

早期の対応を行う仕組みとして、流山市在宅医療介護連携拠点事業で検討・議論し、介護支援課に「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。その役割は、認知症サポート医や専門医からの助言を受けつつ、本人の居宅を訪問し、その状態を観察・評価して、医療・介護のサービスや制度の利用につながるように包括的・集中的に支援するものです。<図 1-4-4参照>

【取組の方向性】

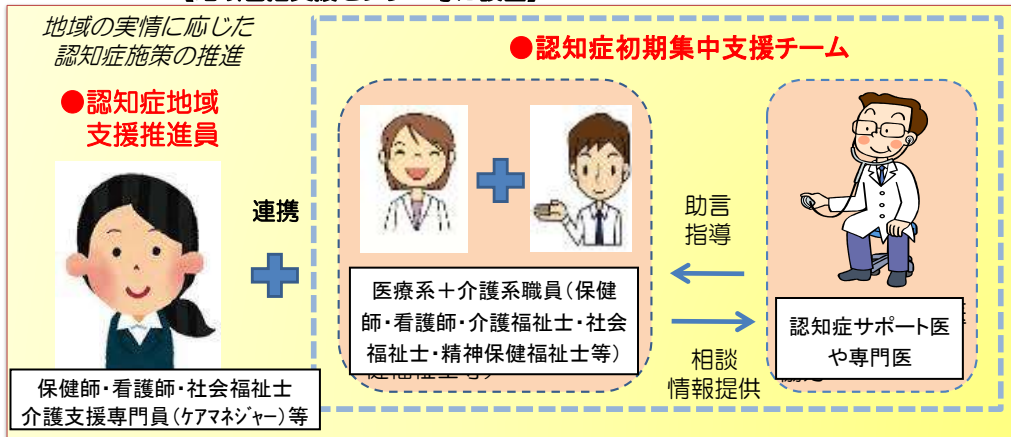
引き続き早期対応に努め、対応方法のノウハウの構築や関係機関とのスムーズな連携体制の構築を目指していきます。

図 1-4-4) 認知症初期集中支援チーム等のイメージ



複数の専門職による個別の訪問支援
受診勧奨や本人・家族へのサポート等)

【地域包括支援センター等に設置】



③ 認知症ケアパス（状態に応じたサービス提供の流れ）の普及（介護支援課）

【事業概要】

標準的な認知症ケアパスとは、認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、認知症の人が、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや成年後見制度等を利用すればよいか、大まかな道筋を示したものです。

本市では、標準的な認知症ケアパスの内容に加え、認知症に関する基本的な知識や、相談窓口、介護予防など、認知症に関する情報を整理し、流山市認知症ケアパス「知ってて安心 認知症安心ガイドブック」を作成しています。ホームページで閲覧することができ、介護支援課、高齢者なんでも相談室等で配布しています。

【取組の方向性】

適時情報を更新し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、相談や認知症に関する講座等の機会等を通じて配布していきます。

図 1-4-5) 流山市認知症ケアパス「知ってて安心 認知症安心ガイドブック」



流山市 認知症ケアパス

④ 認知症の方を支える家族の会（介護支援課）

【事業概要】

介護者支援のため、家族（介護者）同士の情報交換や交流を図ることを目的として、市及び高齢者なんでも相談室が隔月で認知症の方を介護する家族のための集いを開催しています。助言者や専門職から認知症に関する情報提供やアドバイスをおこない、介護者の心身の健康保持や介護負担の軽減に努めています。

【取組の方向性】

引き続き認知症の人と家族の会千葉県支部や認知症サポート医などの助言者を招き、介護者の精神的負担の軽減を図られるよう運営していきます。

また、これまでに民間事業者が主催する「認知症カフェ」が立ち上がっており、第9期においても、高齢者なんでも相談室と連携し、広報への協力や助言者の派遣などにより運営の支援を行います。

⑤ 若年性認知症の方と介護者への支援（介護支援課）

【事業概要】

若年性認知症は、65歳未満に発症する認知症であり、経済的な問題や配偶者に介護の負担が集中するという特徴があります。

また、医療・介護だけでなく雇用や障害等様々な制度に関する支援が必要となります。

このような特徴があることから、若年性認知症の方と介護者を対象に、心身の健康保持や介護負担の軽減のため、本人や家族（介護者）への情報提供や参加者同士の交流、助言者や専門職からアドバイスを行う若年性認知症の集いを開催しています。

また、若年性認知症に関する個別相談を受けた際には、必要に応じ千葉県若年性認知症コーディネーターと適切に連携し、支援しています。

【取組の方向性】

引き続き若年性認知症の方が適切な支援を受けられるようこれらの取組を継続します。

(3) 認知症の方を支える地域づくり

① SOS ネットワーク（高齢者支援課・介護支援課）

【事業概要】

警察、市、学校、介護事業所、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、郵便局等による連携を図るとともに、安心メールや防災行政無線で市民・各機関等にも協力を依頼し、徘徊等による行方不明者を早期に発見・保護し、介護する家族などの安心の一助を図ります。

【取組の方向性】

行方不明者が広域的に移動した場合、1市だけでの対応では困難となっています。また、徘徊等による行方不明者が発生した場合は、迅速に情報共有を行うことが速やかな発見への必須事項になります。なお、夜間や休日の連絡には制約が生じることがあります。

認知症の人や家族の不安感の軽減を図るため、今後も事業の継続を図るとともに、制度の導入を検討していきます。

また、流山市安心メールの登録を推進し、より多くの市民及び事業者等に情報提供を呼びかけられるよう努めます。

② チームオレンジの整備（介護支援課）

【事業概要】

認知症サポーター養成講座を受講して「認知症についての正しい知識」を身につけた認知症サポーターが誕生しています。

地域において認知症の人や家族の困りごとと認知症サポーターをつなげる具体的な取組を進め、認知症になっても安心して暮らせる地域を目指していきます。チームオレンジは、認知症サポーターの認知症の人や家族を「温かく見守る理解者」から一歩進んだ活動で、認知症の人とその家族、地域住民等のサポーターや多職種の職域サポーターがチームを組み、地域の交流拠点などにおいて、地域の認知症の人の話し相手や見守りなど、継続支援の活動を行うものです。

【取組の方向性】

「温かく見守る理解者」から一歩進んだ活動を希望する認知症サポーターの協力により、既存のオレンジカフェや地域での交流拠点において、認知症の人や家族を始め誰もが気楽に参加できる活動の推進を図ります。

また、認知症地域支援推進員や認知症サポーター養成講座の講師を担うキャラバンメイトに、チームオレンジへの協力を働きかけていきます。

5 高齢者の尊厳を守る取り組みの推進

(1) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

① 高齢者虐待防止ネットワーク事業（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、高齢者虐待に関わる関係機関及び民間団体の間の連携強化を目指して、平成20年に「流山市高齢者虐待防止ネットワーク」を組織しました。

ネットワークは、千葉県弁護士会松戸支部、松戸健康福祉センター、流山警察署、流山市医師会、流山市民生委員児童委員協議会、流山市シルバーサービス事業者連絡会、流山市介護支援専門員連絡会、流山市障害者自立支援協議会権利擁護部会、流山市内病院相談員連絡会等で構成し、各団体から推薦された委員により、原則年4回程度、会議を開催しています。

【取組の方向性】

第8期では、高齢者なんでも相談室と市で高齢者虐待対応のモニタリング会議を毎月開催し、高齢者と養護者への支援方法の検討と社会資源等の情報交換を行いました。さらに、ネットワーク会議を3か月ごとの定期開催とし、ネットワーク委員の専門的な見地からの助言を得ながら、個別の高齢者虐待に対応しました。

ネットワーク会議では、各事例への個別支援を検討しながら、流山市の高齢者虐待の傾向や特徴、取組状況等を検証・分析し、地域の実情に応じた研修会や関係機関の連携強化のためのミニレクチャーを実施しました。

第9期では、国マニュアル（改訂版）に基づき、「流山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」の改訂を行うとともに、上記の取り組みを今後も継続し、各関係機関の連携強化及び高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応の意識づけやスキルアップを図ります。

② 消費生活対策（コミュニティ課）

【事業概要】

啓発講座等で消費者被害を未然に防ぐための注意喚起を行うほか、高齢者の目に触れる機会が多い施設などに啓発資料の配架を依頼するなどして周知に努めます。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	啓発講座開催回数	15回	23回	回
	パネル展開催回数	2回	2回	回

【取組の方向性】

流山市消費生活センターでの過去3年間の相談件数は1,500件台から1,700件台で推移していますが、高齢者が契約当事者である相談は年々増加しており、令和4年度は60歳以上の相談が全体の40%を超えています。

今後も市内の高齢者数は増加を続けることから、老人会・自治会や地域包括支援センター等での啓発講座を積極的に行うなど、高齢者被害の未然防止に努めていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	啓発講座開催回数	20回	20回	20回
	パネル展開催回数	2回	2回	2回

(2) 成年後見制度の普及啓発

① 現状と課題（高齢者支援課・障害者支援課）

【流山市高齢者等実態調査からみた現状と課題】

65歳以上の市民を対象として行った実態調査において、成年後見制度について「知っていた」と回答した方は40.0%と最も多く、本制度の認識は高まっていると考えられます。一方で、「名前は聞いたことがあった」と回答した方が39.9%となっていることや、成年後見制度の利用意向について「利用したいとは思わない」または「わからない」と回答した方のうち、その理由について「制度の内容や利用方法がよくわからない」と回答した方が21.7%となっていることから、利用するメリットを含めた成年後見制度の周知を行っていく必要があります。また、成年後見制度に関する相談窓口について「誰に相談したらよいかわからない」と回答した方は18.0%となっていることから、成年後見制度と併せて相談窓口の周知が必要です。在宅要介護・要支援認定者を対象として行った調査においても、同様の傾向となっています。

【成年後見制度の利用促進に向けた取組】

国において、令和4年から令和8年までの5年間を対象とする第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）が策定されました。流山市においてもこれを勘案し、成年後見制度を含む権利擁護支援の計画的な推進を図るため、令和6年から令和8年までの3年間を対象とした「流山市成年後見制度利用促進基本計画」を新たに策定しました。

② 市の取組（高齢者支援課・障害者支援課）

ア) 成年後見申立事業

【事業概要】

身寄りがなく申立てをする親族がいない高齢者等に対して市長申立てを行います。また、成年後見人等への報酬費の支払いが困難な方を対象に報酬費用の一部または全部を助成することによる経済的な支援を行います。

【取組の方向性】

第9期においても、認知症高齢者数や独居高齢者数の増加に伴い成年後見制度の需要は高まることが見込まれるため、市長申立てや報酬助成による支援を継続していくとともに、報酬助成制度の周知を図り、必要とする人を成年後見制度の利用に結び付けられるよう取り組みます。なお、報酬助成制度については令和5年度から申立者による要件をなくし、対象を拡充しています。

イ) 成年後見中核機関運営事業

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村においては、権利擁護支援を必要とする人が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、関係機関による地域連携ネットワークの構築や、そのコーディネートを行う中核機関の整備に努めることとされています。流山市においては、令和3年度から地域連携ネットワークの中核機関として「流山市成年後見推進センター」を流山市社会福祉協議会への委託により設置しています。

【事業概要】

流山市成年後見推進センターにおいて、成年後見制度に関する相談対応のほか、市民向け講演会や専門職に対する研修会、弁護士・社会福祉士による相談会の実施等を通して、制度の普及啓発及び利用促進を図ります。また、法律・福祉の専門職や相談支援機関、市民後見人関係団体等による協議会の運営を通し、関係機関の連携体制の強化を図ります。

【取組の方向性】

第9期においては、成年後見制度等の権利擁護支援が必要な人が、早期の段階から相談につながるよう、地域連携ネットワークを活用し、利用のメリットも含めた成年後見制度等の周知及び相談窓口

の周知に取り組みます。また、関係機関による地域連携ネットワークを推進し、本人を中心とした権利擁護支援を支える連携体制の構築を進めていきます。

なお、中核機関における取組や地域連携ネットワークの推進に向けた取組については、流山市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、障害者支援課と連携して実施していきます。

図 1-5-1) 地域連携ネットワークのイメージ

